

行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (改定素案)

※プラスチック類及び剪定枝の取扱いについては、ごみ処理基本構想と
整合を図ったものになっています。

令和3年8月3日審議会資料

行田市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画対象地域	2
1-3 計画期間	2
1-4 計画の位置づけ	3
第2章 地域概要	4
2-1 市の沿革	4
2-2 自然環境	4
(1) 位置	4
(2) 地勢	5
(3) 気象	5
2-3 社会環境	6
(1) 人口及び世帯の動向	6
(2) 産業の動向	9
(3) 交通の状況	11
(4) 土地利用の状況	12
(5) 本計画と国及び県における計画との関係	13
(6) プラスチック資源循環法の概要	18
第3章 ごみ処理の現状及び課題	19
3-1 ごみの分類	19
3-2 収集及び運搬の現状	20
(1) 生活系ごみの収集方法	20
(2) 事業系ごみの収集方法	20
3-3 ごみ処理体制	21
3-4 ごみ処理の実績	22
(1) 年間排出量の推移	22
(2) 一人1日当たりの排出量	23
3-5 ごみ総排出量及び資源化の状況	25
3-6 中間処理及び最終処分の現状	26
(1) 施設の概要	26
(2) 焼却処理量及び焼却灰量の推移	28
(3) 燃やせないごみと粗大ごみの年間処理量及び資源回収量の推移	30
(4) 最終処分量の推移	31
(5) ごみ処理経費の推移	32
3-7 ごみ処理の評価	33
3-8 ごみ処理の課題	34
(1) ごみの減量化及び資源化	34
(2) 収集及び運搬	34

(3) 中間処理及び最終処分	34
(4) 廃棄物処理の費用負担	34
(5) その他の課題	34
3-9 ごみ処理の方向性	35
(1) ごみ処理の広域化	35
(2) ごみの減量と4R活動の普及促進	35
(3) プラスチック類の資源化	35
(4) 剪定枝の資源化	36
第4章 計画の基本方針	37
4-1 基本理念及び基本方針	37
4-2 人口の将来予想	38
4-3 減量目標	39
(1) 減量目標の設定	39
4-4 将来のごみ処理体制	40
(1) 新たにごみ処理施設の稼働後	40
第5章 施策	42
5-1 排出抑制及び資源化計画	42
(1) 排出抑制	42
(2) 資源化	43
5-2 収集及び運搬計画	45
5-3 中間処理及び最終処分計画	46
(1) 中間処理施設	46
(2) 最終処分計画	47
5-4 その他必要と考えられる取組み	48
(1) 不適正処理や不法投棄への取組み	48
(2) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯などへの対応	48
(3) 市民団体などによる活動の支援	48
(4) 災害時における廃棄物処理への対応	48
(5) 廃棄物処理の費用負担軽減	48
(6) 廃棄物処理の有料化の研究	49
(7) 廃棄物処理に伴うエネルギーの有効活用	49
第6章 計画の推進に向けて	50
6-1 役割分担	50
6-2 本計画の進行管理	50

第 1 章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

国では、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、環境・経済・社会の総合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げています。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）に基づき策定される「廃棄物処理施設整備計画」において、3R（リデュース・リユース・リサイクル）・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備などの方針が示されています。さらに、令和 3 年 6 月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が成立し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体においてプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

埼玉県では、令和 3 年 3 月策定の「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」において、特に重点的に取り組む課題として、「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」などを掲げ、持続可能で環境にやさしい循環型社会を実現するための様々な施策に取り組むこととしています。

行田市（以下「本市」という。）においても、これまで廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や国・県の計画などを踏まえた「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本市から発生する一般廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいます。しかしながら、近年は、地球温暖化による気候変動に起因した災害の発生などにより、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、社会・経済情勢も大きな変革時期を迎えています。こうした情勢の変化や、現在進めている新ごみ処理施設の整備において本市と羽生市によるごみ処理広域化に向けた基本合意を締結したことを踏まえ、新たな枠組みでのごみ処理の方向性を示すため、令和 3 年 3 月策定の「ごみ処理基本構想」との整合を図りつつ、本計画を策定するものです。

1-2 計画対象地域

本計画の対象地域は本市全域とします。

1-3 計画期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を基準年度とし、令和4年度（2022年度）を計画初年度、令和18年度（2036年度）を目標年度とした15年間を計画期間とします。

なお、本計画の策定に係る諸条件などに大きな変更などがあつた場合には見直しを行います。



図 1-1 計画期間

1-4 計画の位置づけ

本計画の位置付け及び関連法令や計画との関係を図 1-2 に示します。

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに準拠し、国及び県の計画、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、本市の「行田市総合振興計画」、「行田市環境基本計画」、「行田市ごみ処理基本構想」などと整合を図った内容としています。

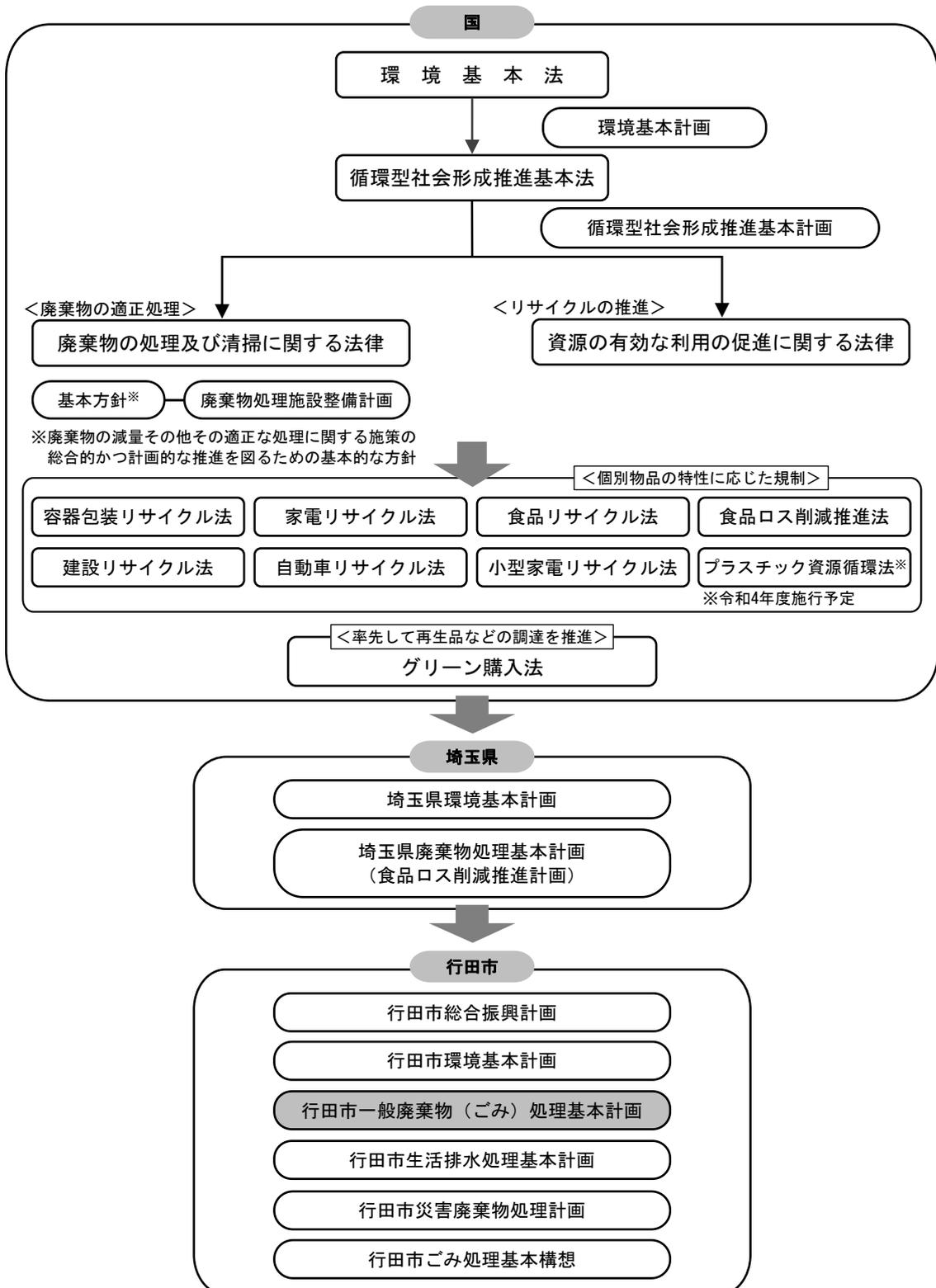


図 1-2 計画の位置付け及び関連法令や計画との関係

第2章 地域概要

2-1 市の沿革

本市には、日本最大級の円墳である丸墓山古墳や稲荷山古墳をはじめ、数多くの古墳が造られ、日本の古代史を語る上で欠くことのできない貴重な資料が見つかるなど、古墳時代以前から人々が暮らしを営んできました。

近世になると忍藩が成立し石高も十万石となり、城郭や城下町も整備され、忍城周辺は関東有数の穀倉地帯として発展してきました。

明治になり廃藩置県を経て忍藩は埼玉県の一部となり、明治の大合併によって市域は1町12村に編成されました。昭和12年に忍町、持田村、星河村及び長野村が合併し、戦後の混乱が落ち着き始めた昭和24年には忍町が市制を施行して、行田市となりました。その後も昭和29年から昭和32年までに8つの村々と合併し、市域を拡大しました。

また、平成18年には南河原村との合併を経て、現在に至っています。

2-2 自然環境

(1) 位置

本市は、東経139度27分、北緯36度8分、関東平野の中央部で埼玉県北部に位置しています。

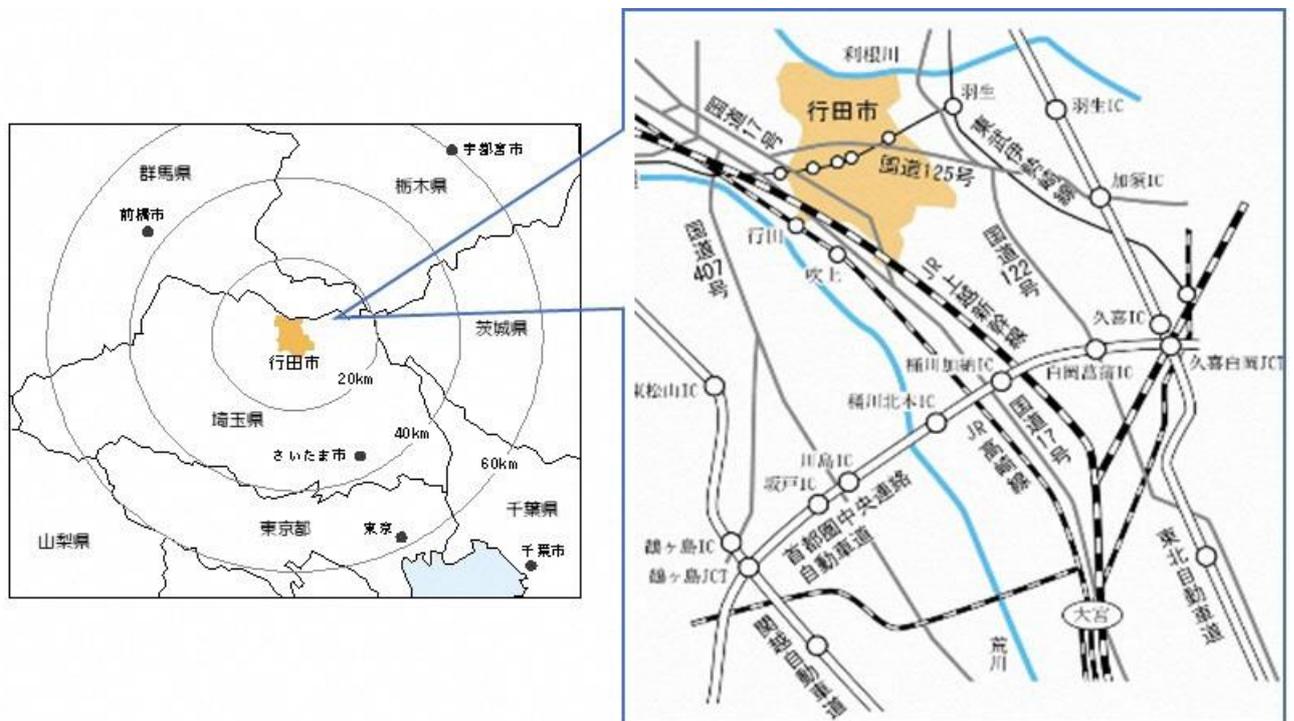


図2-1 本市の位置

(2) 地勢

本市は、北は利根川、南は荒川に挟まれた肥沃な沖積地により構成され、その他多くの河川や水路が市内を流れるほぼ平坦な地形で、面積は 67.49 ㎢となっています。

(3) 気象

本市の気象概況（平成3年から令和2年までの30年間平均）を表2-1及び図2-2に示します。

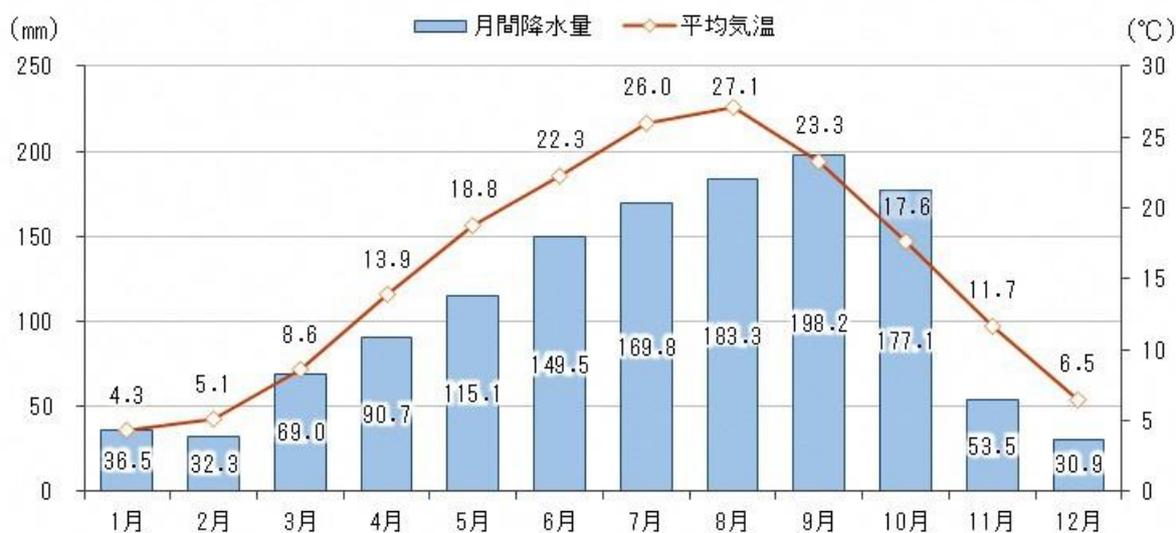
本市における月間降水量は、一番少ない12月が30.9mm、一番多い9月は198.2mm、年間降水量は1,305.8mmとなっています。

また、月平均気温は、一番低い1月が4.3℃、一番高い8月は27.1℃、年平均気温は15.4℃となっています。

表 2-1 気象概況（過去30年間平均）

項目	観測値
月間降水量（小）	30.9mm（12月）
月間降水量（多）	198.2mm（9月）
年間降水量	1,305.8mm
月平均気温（低）	4.3℃（1月）
月平均気温（高）	27.1℃（8月）
年平均気温	15.4℃

出典：過去の気象データ（熊谷地方気象台）



出典：過去の気象データ（熊谷地方気象台）

図 2-2 本市の気象概況（過去30年間平均）

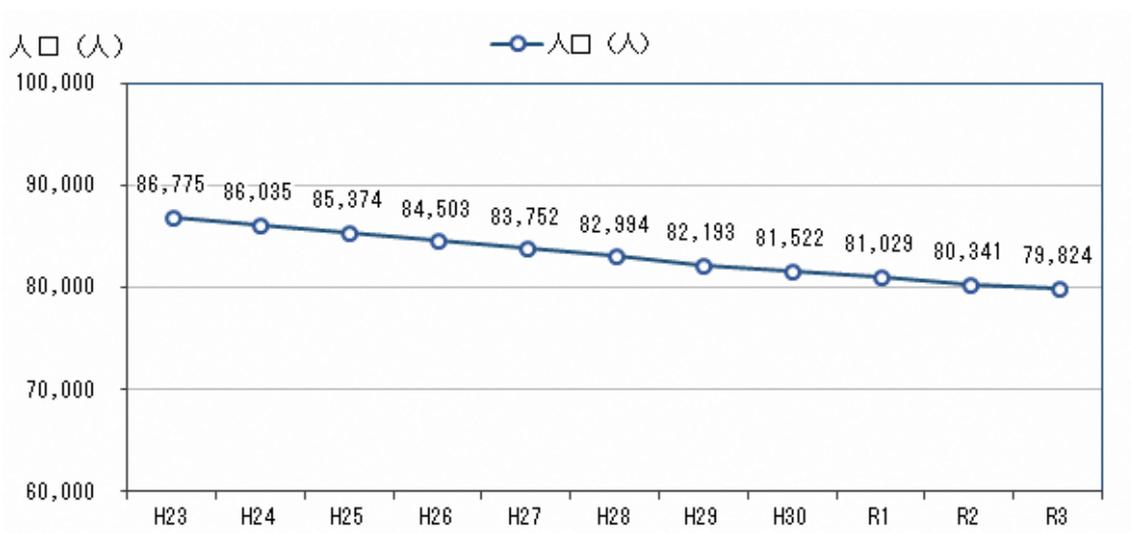
2-3 社会環境

(1) 人口及び世帯の動向

① 人口の推移

本市の人口の推移を図 2-3 に示します。

人口は減少傾向で推移しており、平成 23 年は 86,775 人でしたが、令和 3 年には 79,824 人となり、比較すると 6,951 人 (8.0%) 減少しています。



出典：平成 23 年；住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）（総務省）及び登録外国人統計（各年 10 月 1 日現在）（法務省）
平成 24～令和 3 年；住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）（総務省）

※令和 3 年の数値は、5 月 1 日時点のものを暫定的に入れていきます。

【10 月 1 日の数値は 11 月に確定（確定後、差し替えます。）】

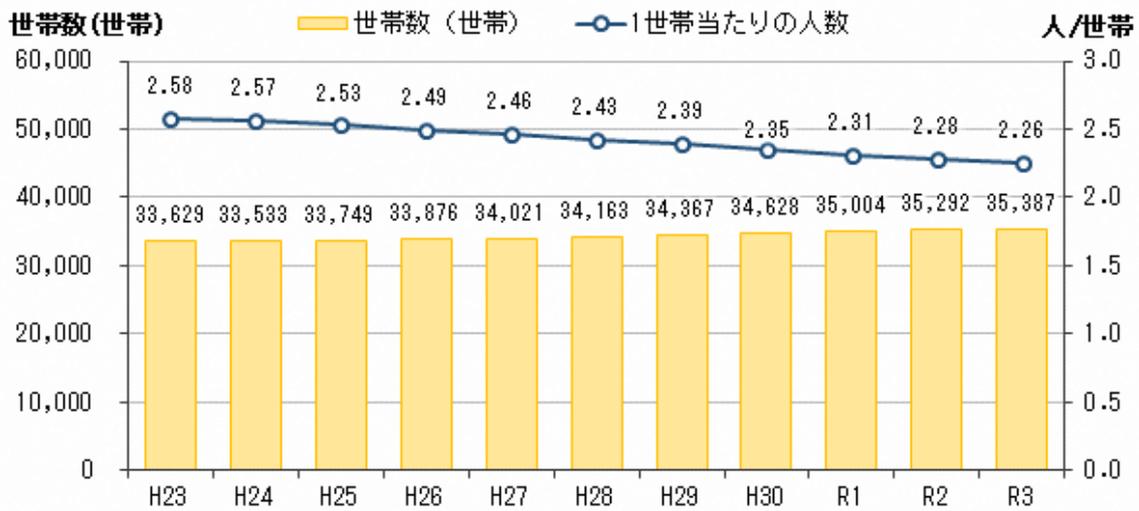
図 2-3 人口の推移

② 世帯数の推移

本市の世帯数及び1世帯当たりの人数の推移を図2-4に示します。

世帯数は増加傾向で推移しており、平成23年は33,629世帯でしたが、令和3年には35,387世帯となり、比較すると1,758世帯(5.2%)増加しています。

また、1世帯当たりの人数は減少傾向で推移し、平成23年では2.58人でしたが、令和3年には2.26人となり、比較すると0.32人(12.6%)減少しています。



出典：平成23年；住民基本台帳人口（各年10月1日現在）（総務省）及び登録外国人統計（各年10月1日現在）（法務省）
平成24～令和3年；住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年10月1日現在）（総務省）

※令和3年の数値は、5月1日時点のものを暫定的に入れてあります。

図2-4 世帯数及び1世帯当たりの人数の推移

③ 年齢別（5歳階級）人口の分布

本市の年齢別（5歳階級）人口の分布を表2-2及び図2-5に示します。

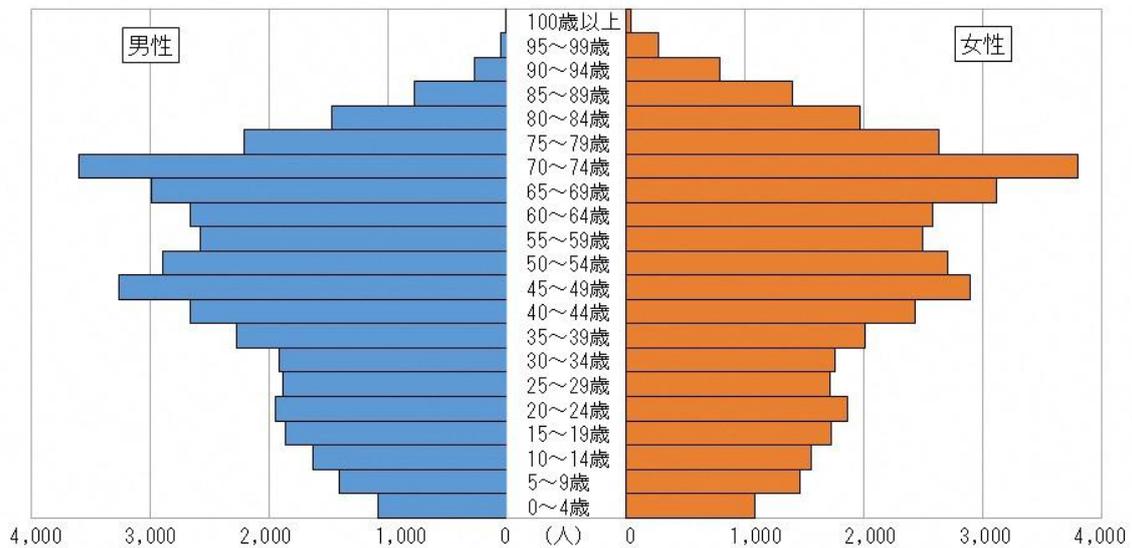
令和3年の年齢別（5歳階級）人口は、男女とも70～74歳が最も多く7,409人（全体の9.3%）、15歳未満の年少人口は8,242人（同10.3%）、15歳から65歳未満の生産年齢人口は46,150人（同57.8%）、65歳以上の高齢人口は25,432人（同31.9%）となっています。

表2-2 年齢別（5歳階級）人口分布

単位：人

年齢区分	男性	女性	合計	年齢区分	男性	女性	合計
0～4歳	1,086	1,083	2,169	55～59歳	2,582	2,489	5,071
5～9歳	1,417	1,466	2,883	60～64歳	2,668	2,583	5,251
10～14歳	1,638	1,552	3,190	65～69歳	2,990	3,120	6,110
15～19歳	1,867	1,727	3,594	70～74歳	3,607	3,802	7,409
20～24歳	1,951	1,859	3,810	75～79歳	2,213	2,627	4,840
25～29歳	1,883	1,711	3,594	80～84歳	1,482	1,963	3,445
30～34歳	1,920	1,761	3,681	85～89歳	777	1,397	2,174
35～39歳	2,280	2,009	4,289	90～94歳	278	791	1,069
40～44歳	2,668	2,435	5,103	95～99歳	55	277	332
45～49歳	3,267	2,893	6,160	100歳以上	8	45	53
50～54歳	2,894	2,703	5,597	合計	39,531	40,293	79,824

出典：市区町村別年齢階級別人口（住民基本台帳人口）（令和3年5月1日現在）（総務省）



出典：市区町村別年齢階級別人口（住民基本台帳人口）（令和3年5月1日現在）（総務省）

図2-5 年齢別（5歳階級）人口分布

(2) 産業の動向

① 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数及び従業者数の推移を表 2-3 及び図 2-6 に示します。

事業所数は、平成 21 年以降減少傾向で推移しており、平成 21 年は 3,798 件でしたが、平成 28 年には 3,279 件となり、比較すると 519 件 (13.7%) 減少しています。

従業者数も、概ね減少傾向で推移しており、平成 21 年は 34,888 人でしたが、平成 28 年には 31,981 人となり、比較すると 2,907 人 (8.3%) 減少しています。

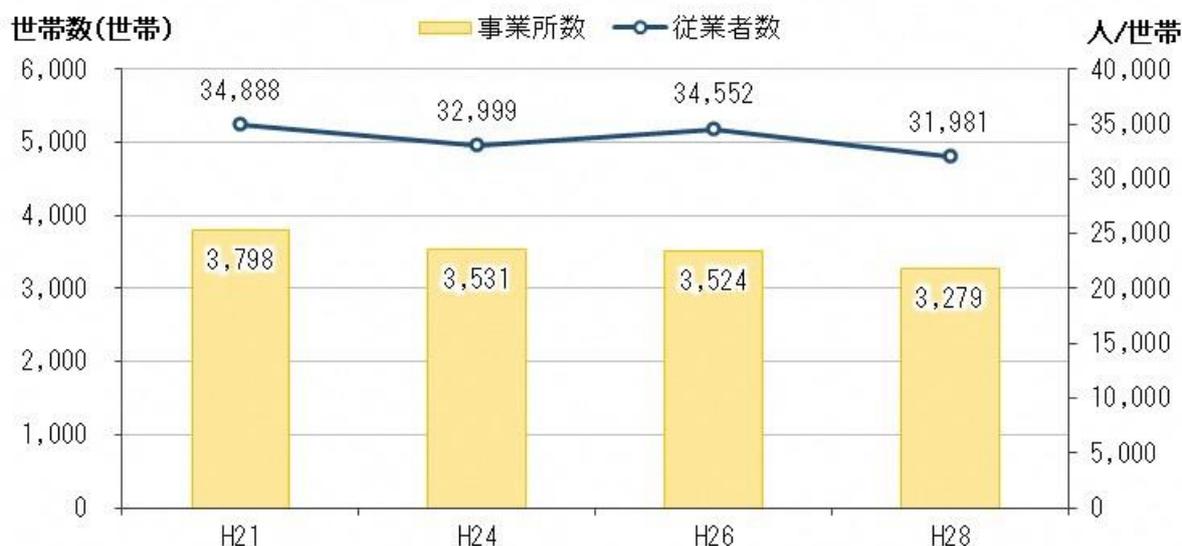
表 2-3 事業所数及び従業者数の推移

	H21 (7/1 現在)	H24 (2/1 現在)	H26 (7/1 現在)	H28 (6/1 現在)
事業所数	3,798	3,531	3,524	3,279
従業者数	34,888	32,999	34,552	31,981

※ 公務を除く

出典：平成 21 年、平成 26 年は経済センサス基礎調査（総務省）
平成 24 年、平成 28 年は経済センサス活動量調査（総務省）

※令和元年度の経済センサスにおける市区町村別のデータは未発表のため、これが最新データとなります。



※ 公務を除く

出典：平成 21 年、平成 26 年は経済センサス基礎調査（総務省）
平成 24 年、平成 28 年は経済センサス活動量調査（総務省）

※令和元年度の経済センサスにおける市区町村別のデータは未発表のため、これが最新データとなります。

図 2-6 事業所及び従業者数の推移

② 事業所数及び従業者数の業種別割合

本市の業種別の事業所数及び従業者数の状況を表 2-4、図 2-7 及び図 2-8 に示します。

業種別の平成 28 年の事業所数は 3,279 件で、「卸売業・小売業」が 809 件（全体の 24.7%）と最も多く、次いで「製造業」が 428 件（同 13.1%）となっています。

従業者数は 31,981 人で、「製造業」が最も多く 8,268 人（全体の 25.9%）、次いで「卸売業・小売業」が 6,828 人（同 21.4%）となっています。

表 2-4 業種別の事業所数及び従業者数の割合（平成 28 年）

業 種	事業所数（件）		従業者数（人）	
農業・林業・漁業	13	0.4%	92	0.3%
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	325	9.9%	2,018	6.3%
製造業	428	13.1%	8,268	25.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1%	105	0.3%
情報通信業	24	0.7%	133	0.4%
運輸業・郵便業	89	2.7%	2,199	6.9%
卸売業・小売業	809	24.7%	6,828	21.4%
金融業・保険業	35	1.1%	525	1.6%
不動産業・物品賃貸業	181	5.5%	653	2.0%
学術研究・専門・技術サービス業	100	3.0%	412	1.3%
宿泊業・飲食サービス業	343	10.5%	2,440	7.6%
生活関連サービス業・娯楽業	301	9.2%	1,289	4.0%
教育・学習支援業	107	3.3%	744	2.3%
医療・福祉	250	7.6%	4,211	13.2%
複合サービス事業	22	0.7%	325	1.0%
サービス業（他に分類されないもの）	250	7.6%	1,739	5.4%
合計	3,279	100.0%	31,981	100.0%

出典：平成 28 年経済センサス活動調査（総務省）

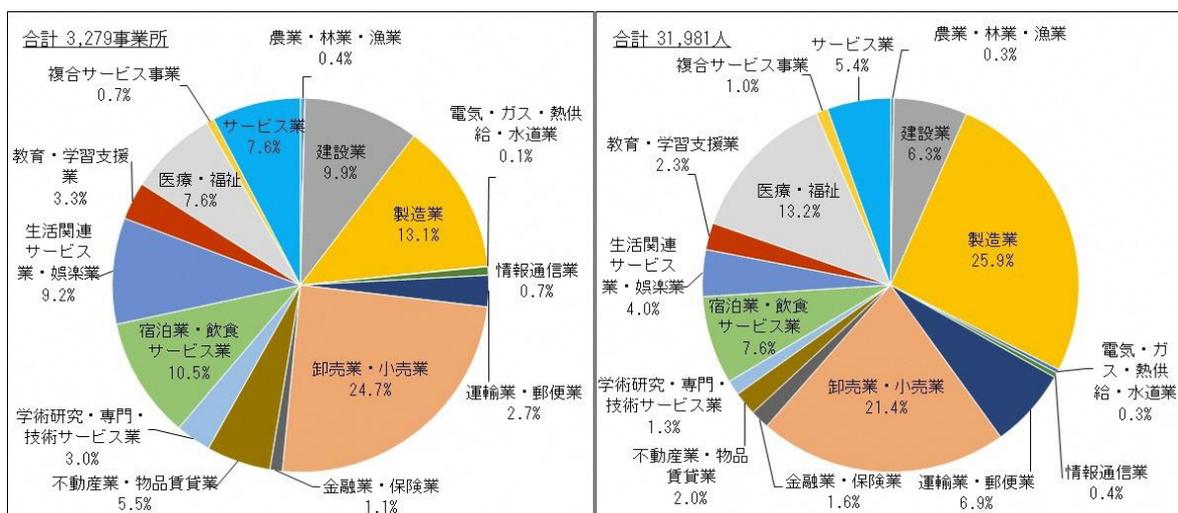


図 2-7 業種別の事業所数の割合

図 2-8 業種別の従業者数の割合

※令和元年度の経済センサスにおける市区町村別のデータは未発表のため、これが最新データとなります。

(3) 交通の状況

本市の交通状況を図 2-9 に示します。

本市の鉄道交通は、都心までを約 1 時間で結ぶ J R 高崎線が市の南西部に、秩父鉄道が市の中央部を東西に横断しています。

また、道路交通は、国道 17 号及び国道 17 号熊谷バイパスが市内南西部に、県道 128 号及び国道 125 号が市内中央部を東西に横断しています。



図 2-9 本市の交通状況

(4) 土地利用の状況

本市の土地利用状況を表 2-5 及び図 2-10 に示します。

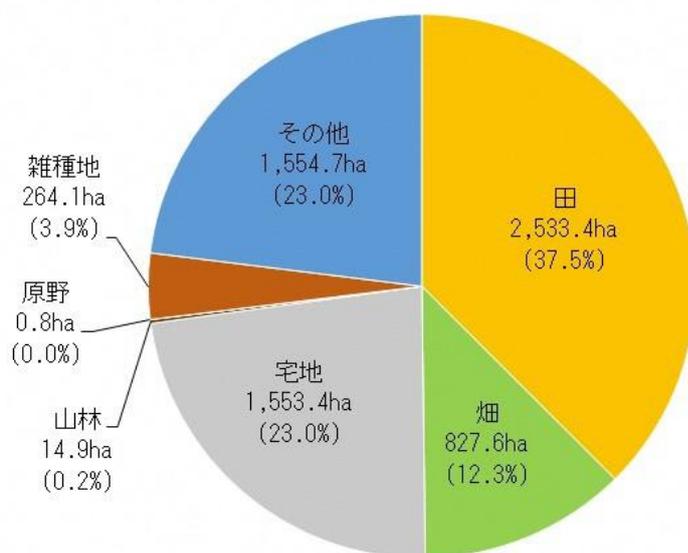
令和 2 年 1 月 1 日現在の土地利用状況は、総面積 6,748.9 ha のうち、田が最も多く 2,533.4 ha (全体の 37.5%)、次いでそのほかが 1,554.7 ha (同 23.0%)、宅地が 1553.4 ha (同 23.0%) となっています。

表 2-5 土地利用状況

区分	面積 (ha)	割合
田	2,533.4	37.5%
畑	827.6	12.3%
宅地	1,553.4	23.0%
山林	14.9	0.2%
原野	0.8	0.0%
雑種地	264.1	3.9%
その他*	1,554.7	23.0%
合計	6,748.9	100.0%

※その他：道路敷、水路敷、鉄道用地、鉄塔敷地、墓地、境内地、公園など。

出典：統計ぎょうだ令和 2 年度版



※その他：道路敷、水路敷、鉄道用地、鉄塔敷地、墓地、境内地、公園など。

出典：統計ぎょうだ令和 2 年度版

図 2-10 土地利用状況

(5) 本計画と国及び県における計画との関係

本計画は、国及び県の計画と整合が図られたものとしします。

① 国の計画

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組などを引き続き中核的な事項としつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定される「廃棄物処理施設整備計画」において、人口減少などの社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することなどを示しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

計画概要

環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げたうえで、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理のさらなる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて2025年までに国が講ずべき施策を示す。

【計画の7つの柱】

- 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 適正処理の更なる推進と環境再生
- 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- 循環分野の基盤整備

目標値

	2000年度	2015年度	2025年度目標
資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）
入口側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）
出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）
最終処分量（百万トン）	57	13	13（▲77%）

（）内は2000年度比

廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）

策定の目的

人口減少などの社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進する。

基本理念及び重点目標

【基本理念】

基本原則に基づいた 3R の推進

気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

【重点目標】

排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
廃棄物処理発電の高効率化、回収エネルギーの活用促進
し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全

整備及び運営の重点的なポイント

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 R の推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
 - ・ 廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。
 - ・ 地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
 - ・ よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。
 - ・ 施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
 - ・ 施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
 - ・ 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

② 県の計画

県では、今後予想される超高齢社会への突入、人口減少の社会構造の変化により、廃棄物の量・質とも変わることが予想されることから、これら様々な情勢変化に的確に対処するため、県内の今後の廃棄物行政の指針として、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しています。

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 〔埼玉県食品ロス削減推進計画〕（令和3年3月）

策定の目的

社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

計画の期間

令和3年度から令和7年度

目標値（一般廃棄物）

一人1日当たりの家庭系ごみ排出量：440グラム（平成30年度：524グラム）
事業系ごみ排出量：451千トン（平成30年度：535千トン）
一人1日当たりの最終処分量：28グラム（平成30年度：34グラム）
再生利用率：33.6%（平成30年度：23.9%）

重要課題

- ①食品ロスの削減
- ②プラスチック資源の循環的利用の推進
- ③廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用

重点施策

【3Rの推進】

- ・リデュース・リユースの推進
- ・廃棄物の再生利用の推進
- ・廃棄物エネルギー等の有効活用
- ・県による率先行動

【災害廃棄物発生時等のレジリエンスの強化】

- ・災害廃棄物の処理等への体制強化
- ・施設の活用と処理能力の確保

【廃棄物の適正処理の推進】

- ・廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導
- ・不法投棄防止対策等の徹底
- ・有害廃棄物等の適正処理
- ・安全・安心な最終処分場の運営・研究

【持続可能な廃棄物処理の推進】

- ・市町村の取組による推進
- ・事業者の取組による推進

③ 本市の計画

近年の想定を超えた自然災害や世界規模で広がる感染症は、我々の日常を変えるほどのインパクトとなり、これらに対応する行政の在り方、地方公共団体の在り方が問われています。

このような状況の中、時代の変化に的確に対応するとともに、市民と行政が方向性を共有しながらまちづくりを進めていくための新たなまちづくりの指針として、令和3年3月に「第6次行田市総合振興計画」を策定しています。

また、平成26年3月に策定した「行田市環境基本計画」は、行田市環境基本条例第3条に定める基本理念に基づき、行田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

さらに、市のごみ処理の現状と課題を整理し、施設整備の必要性を含め目指すべき方向性を明確にするため、令和3年3月に「行田市ごみ処理基本構想」を策定しています。

第6次行田市総合振興計画(令和3年3月)

策定の要旨

時代の変化に的確に対応するとともに、市民と行政が方向性を共有しながらまちづくりを進めていくための新たなまちづくりの指針とする。

計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

基本理念

『人の絆・地域のカ・まちの賑わい』

廃棄物分野の施策

【基本目標】快適な住環境が整ったまちをつくる

「循環型社会の形成」

①新ごみ処理施設の整備

- ・新ごみ処理施設の整備
- ・ごみ処理施設の適正な維持・管理

②ごみの減量と4R活動の普及促進

- ・分別収集の徹底
- ・地域リサイクル活動の促進
- ・新たな資源回収の検討
- ・市民や事業者への働きかけ

第2次行田市環境基本計画(平成26年3月)

策定の目的

行田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

計画期間

平成26年度から令和5年度までの10年間

望ましい環境像

【人々の生活と豊かな自然が共生できる環境にやさしいうるおいのあるまち】

望ましい環境像

- 環境負荷の低減による循環型社会の形成

廃棄物減量化の推進 → 廃棄物の適正処理
4Rの推進

行田市ごみ処理基本構想(令和3年3月)

策定の目的

一般廃棄物処理施設の老朽化に伴い、施設更新が急務となる中、将来にわたり安心・安全で持続可能なごみ処理を行うため、本市のごみ処理の現状と課題を整理し、施設整備の必要性を含め目指すべき方向性を明確にする。

施設整備基本方針

- リサイクルの推進と最終処分量減容化
- 安定した適正処理と耐災害化
- 地球環境に配慮したシステム
- 経済的なごみ処理システム

(6) プラスチック資源循環法の概要

令和4年度に施行されるプラスチック資源循環法では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）を活用したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化等により、市町村及び再商品化事業者による効率的な再商品化を可能とする仕組みを導入するとしていますが、具体的な仕組みづくりは今後進んでいきます。

以下に、プラスチック資源循環法の概要を示します。

1) 基本方針の策定

次の事項に関する基本方針の策定

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

2) 個別の措置事項

【設計・製造段階】

＜環境配慮設計指針の作成＞

- ・指針に適合した製品であることを認定する仕組みの創設
- ・国による認定製品の率先調達、リサイクル材の利用に向けた設備支援

【販売・提供段階】

＜ワンウェイプラスチックの使用の合理化＞

- ・ワンウェイプラスチック提供事業者が取り組むべき判断基準の策定
- ・主務大臣の指導・助言・ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令の措置

【排出・回収・リサイクル段階】

＜市区町村の分別収集・再商品化＞

- ・容リ法ルートを活用した再商品化の実現
- ・市区町村と再商品化事業者が連携して作成した再商品化計画を主務大臣が認定した場合における、市区町村による選別、梱包を省略した再商品化の実現

＜製造・販売事業者による自主回収＞

- ・製造・販売事業者がプラスチック製品を自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合における、認定事業者の廃棄物処理業許可の不要化

＜排出事業者の排出抑制・再資源化＞

- ・排出事業者が排出抑制・再資源化に取り組むべき判断基準の策定
- ・主務大臣の指導・助言・プラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令の措置
- ・排出事業者が再資源化計画を作成し、主務大臣が認可した場合における、認定事業者の廃棄物処理業許可の不要化

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3-1 ごみの分類

本市のごみの分類を以下に示します。

① 生活系ごみ

家庭から排出されるごみを「生活系ごみ」と呼びます。

生活系ごみは大きく、「家庭系ごみ」及び「資源物」に分類されます。

② 家庭系ごみ

家庭系ごみは大きく「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」及び「有害ごみ」に分類されます。

③ 資源物

「缶類・ビン類」、「紙類・布類」及び「廃食用油」に分類されます。

④ 事業系ごみ

オフィス、商店、農業など事業活動により排出されるごみを「事業系ごみ」と呼びます。事業系ごみは大きく「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」に分類されます。

⑤ ごみ排出量

「生活系ごみ」と「事業系ごみ」を合わせた量を「ごみ排出量」と呼びます。

⑥ 集団回収

家庭から排出される資源物のうち、学校、PTA、子供会などの団体により、回収されるものを「集団回収量」と呼び、生活系ごみとは分けて集計します。

⑦ ごみ総排出量

「ごみ排出量」に「集団回収量」を合わせ「ごみ総排出量」と呼びます。

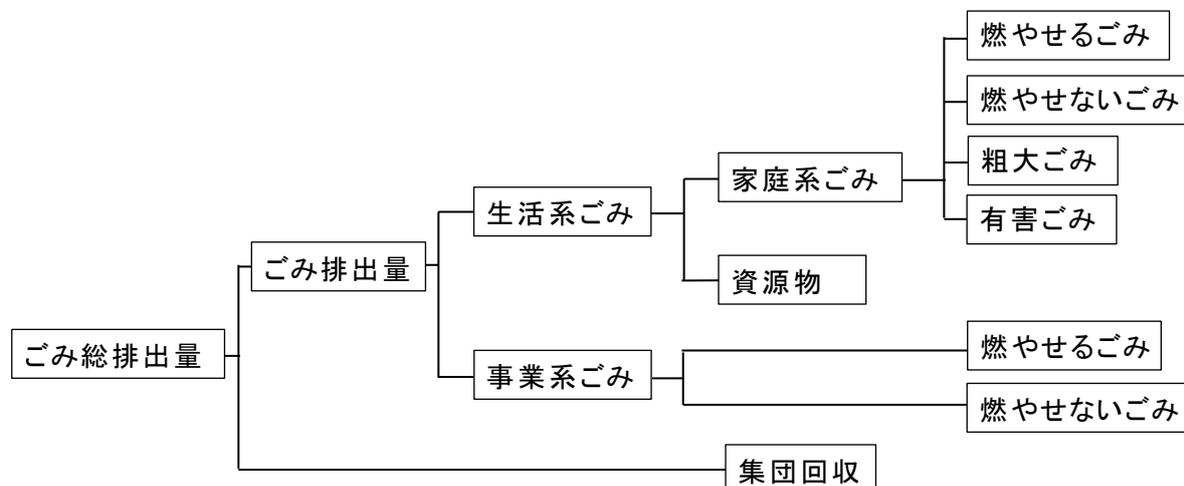


図 3-1 ごみの分類

3-2 収集及び運搬の現状

(1) 生活系ごみの収集方法

本市では、生活系ごみについて、市民が排出する際には、衛生協力会が設置・管理を行っている集積所に排出を行う方法と、市が設置・管理を行っているごみ処理施設に直接搬入を行う方法があります。集積所への排出方法及び収集回数を表 3-1 に示します。

① 燃やせるごみ

燃やせるごみは、紙袋などによる排出とし、収集は、週 4 回の地域と週 3 回の地域があります。

② 燃やせないごみ

燃やせないごみは、ビニール袋による排出とし、収集は、週 2 回としています。

③ 粗大ごみ

粗大ごみの収集は、月 1 回としています。

④ 有害ごみ

有害ごみの収集は、月 1 回としています。

⑤ 資源物

缶類・ビン類の収集は、月 2 回としています。

紙類・布類の収集は、月 1 回としています。

廃食用油は、環境課及び行田市粗大ごみ処理場へ直接搬入（随時）としています。

表 3-1 分別・排出などの状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

分別区分		排出方法	収集回数	
			市街地	市街地以外
燃やせるごみ (剪定枝を含む。)		紙袋など 集積所 1,394 ヲ所	4 回/週	3 回/週
燃やせないごみ (ペットボトル・プラスチック製容器包装を含む。)		ビニール袋 集積所 1,305 ヲ所	2 回/週	
粗大ごみ (小型家電を含む。)		集積所 211 ヲ所 (有害ごみと共用 206 ヲ所、 粗大ごみのみ 5 ヲ所)	1 回/月	
有害ごみ	蛍光管・電球・ 乾電池など	集積所 213 ヲ所 (粗大ごみと共用 206 ヲ所、 有害ごみのみ 7 ヲ所)	1 回/月	
資源物	缶類・ビン類	集積所 231 ヲ所 (紙類・布類と共用 225 ヲ所、 缶類・ビンのみ 6 ヲ所)	2 回/月	
	紙類・布類	集積所 232 ヲ所 (缶類・ビンと共用 225 ヲ所、 紙類・布類のみ 7 ヲ所)	1 回/月	
	廃食用油	環境課及び行田市粗大ごみ処理場	随時直接搬入	

(2) 事業系ごみの収集方法

事業者が排出する際には収集運搬業許可業者に収集を依頼する方法と、事業者自身による自己搬入があります。

3-3 ごみ処理体制

本市のごみ処理体制を図 3-2 に示します。

① 燃やせるごみ

本市から排出される燃やせるごみは、本市と鴻巣市（吹上地域分）で構成する彩北広域清掃組合（以下、組合という。）の小針クリーンセンター（処理能力 204 t / 日）において、共同処理（焼却処理）を行っています。

また、焼却処理に伴って発生する焼却灰は、埼玉県清掃行政研究協議会と民間処理業者との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

② 燃やせないごみ及び粗大ごみ

燃やせないごみ及び粗大ごみは、行田市粗大ごみ処理場において破碎・選別処理を行い、選別後の不燃残さは埼玉県環境整備センターまたは最終処分場で処理しています。

また、選別後の可燃残さは、小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。

③ 有害ごみ

有害ごみは、行田市粗大ごみ処理場において選別し、選別後は民間処理業者に処理を委託し、資源化しています。

④ 資源物

資源物として回収した缶類・ビン類・紙類・布類などは、民間処理業者で処理し、資源化しています。

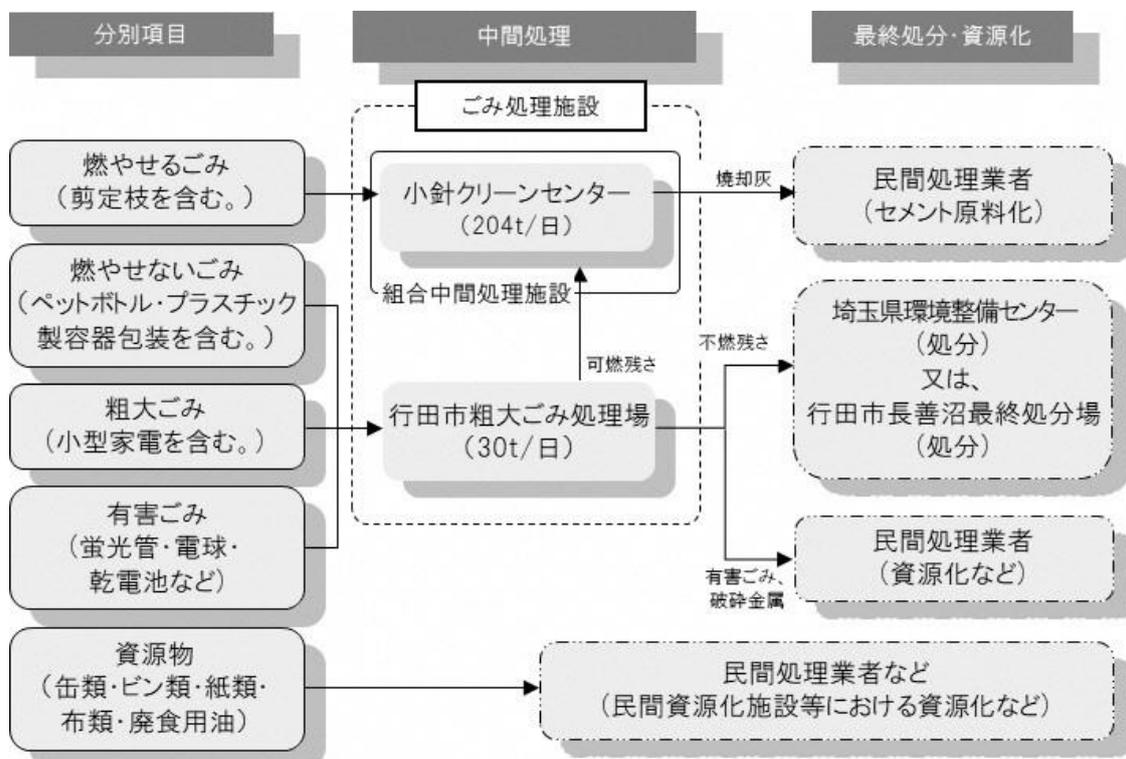


図 3-2 ごみ処理体制

3-4 ごみ処理の実績

(1) 年間排出量の推移

本市のごみ総排出量の推移を表 3-2 及び図 3-3 に示します。

生活系ごみは、平成 27 年度では年間 22,729t でしたが、令和 2 年度には年間 23,541t となり、比較すると 812t (3.5%) 増加しています。

事業系ごみは、平成 27 年度では年間 6,159t でしたが、令和 2 年度には年間 5,844t となり、比較すると 315t (5.1%) 減少しています。

集団回収は、平成 27 年度では年間 1,002t でしたが、令和 2 年度には年間 463t となり、比較すると 539t (53.8%) 減少しています。

ごみ総排出量は、平成 27 年度では 29,890t でしたが、令和 2 年度には 29,848t となり、42t (0.1%) 増加減少しています。ごみ総排出量は概ね横ばいですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 年度は生活系ごみが増加、事業系ごみが減少しています。

※R2 の数値は速報値【11 月に確定】

表 3-2 ごみ総排出量の推移

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活系①	燃やせるごみ (t/年)	16,386	16,153	15,803	16,117	16,591	16,584
	燃やせないごみ (t/年)	3,592	3,450	3,373	3,499	3,700	3,774
	粗大ごみ (t/年)	848	823	903	916	973	1,263
	有害ごみ (t/年)	25	24	23	22	48	24
	資源物 (t/年)	1,878	1,739	1,721	1,692	1,649	1,896
	合 計 (有害ごみ・資源物を含む。) (t/年)	22,729	22,189	21,823	22,246	22,961	23,541
	合 計 (有害ごみ・資源物を除く。) (g/人日)	741	732	727	748	774	803
事業系②	燃やせるごみ (t/年)	5,607	5,531	5,684	5,829	5,748	5,300
	燃やせないごみ (t/年)	552	530	581	602	682	544
	合 計 (t/年)	6,159	6,061	6,265	6,431	6,430	5,844
ごみ排出量 ①+②	燃やせるごみ (t/年)	21,993	21,684	21,487	21,946	22,339	21,885
	燃やせないごみ (t/年)	4,144	3,980	3,954	4,101	4,382	4,318
	粗大ごみ (t/年)	848	823	903	916	973	1,263
	有害ごみ (t/年)	25	24	23	22	48	24
	資源物 (t/年)	1,878	1,739	1,721	1,692	1,649	1,896
合 計 (t/年)	28,888	28,250	28,088	28,677	29,391	29,385	
	(g/人日)	942	933	936	964	991	1,002
集団回収③ (t/年)	1,002	927	933	844	736	463	
ごみ総排出量①+②+③	(t/年)	29,890	29,177	29,021	29,521	30,127	29,848
	(g/人日)	975	963	967	992	1,016	1,018
年間日数 (日)	366	365	365	365	366	365	
人口 (人)	83,752	82,994	82,193	81,522	81,029	80,343	

※1：資源物には直接資源化及び家電4品目を含む。 ※2：事業系の燃やせないごみは粗大ごみを含む。 ※3：ごみ排出量の燃やせないごみは事業系粗大ごみを含む。

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 27 年度～令和元年度）（環境省）
 小針クリーンセンターごみ処理実績集計表（令和 2 年度）（行田市）
 行田市粗大ごみ処理場搬入搬出量（令和 2 年度）（行田市）
 行田資源リサイクル集計表（令和 2 年度）（行田市）

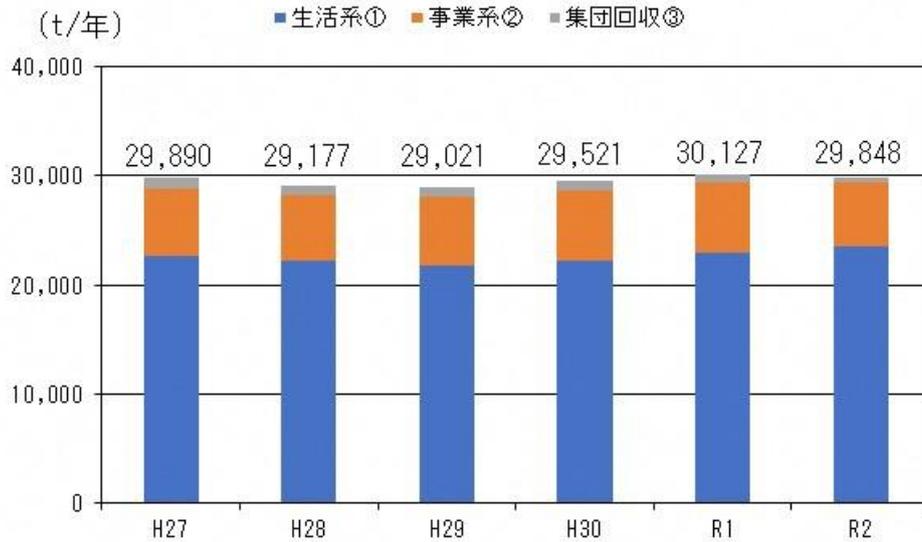


図 3-3 ごみ総排出量の推移

(2) 一人1日当たりの排出量

本市の一人1日当たりの排出量を表 3-3 及び図 3-4 に示します。

一人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成 27 年度では 741g ですが、令和 2 年度は 803g となり、比較すると 62g (8.4%) 増加しています。

一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (有害ごみを除く。) は、平成 27 年度では 679g ですが、令和 2 年度は 737g となり、比較すると 58g (8.5%) 増加しています。

一人1日当たりのごみ排出量は、平成 27 年度では 942g ですが、令和 2 年度は 1,002g となり、比較すると 60g/人・日 (6.4%) 増加しています。

一人1日当たりのごみ総排出量は、平成 27 年度では 975g ですが、令和 2 年度は 1,018g となり、比較すると 43g/人・日 (4.4%) 増加しています。

※R2 の数値は推計値【11月に確定】

表 3-3 一人1日当たりの排出量の推移

区 分※		H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活系ごみ排出量	(g/人・日)	741	732	727	748	774	803
家庭系ごみ排出量 (有害ごみを除く。)	(g/人・日)	679	674	669	690	717	737
ごみ排出量	(g/人・日)	942	933	936	964	991	1,002
集団回収	(g/人・日)	33	31	31	28	25	16
ごみ総排出量	(g/人・日)	975	963	967	992	1,016	1,018

※区分の内容は「3-1 ごみの分類」を参照。

出典：一般廃棄物処理実態調査 (平成 28 年度～令和元年度) (環境省)
 小針クリーンセンターごみ処理実績集計表 (令和 2 年度) (行田市)
 行田市粗大ごみ処理場搬入搬出量 (令和 2 年度) (行田市)
 行田資源リサイクル集計表 (令和 2 年度) (行田市)

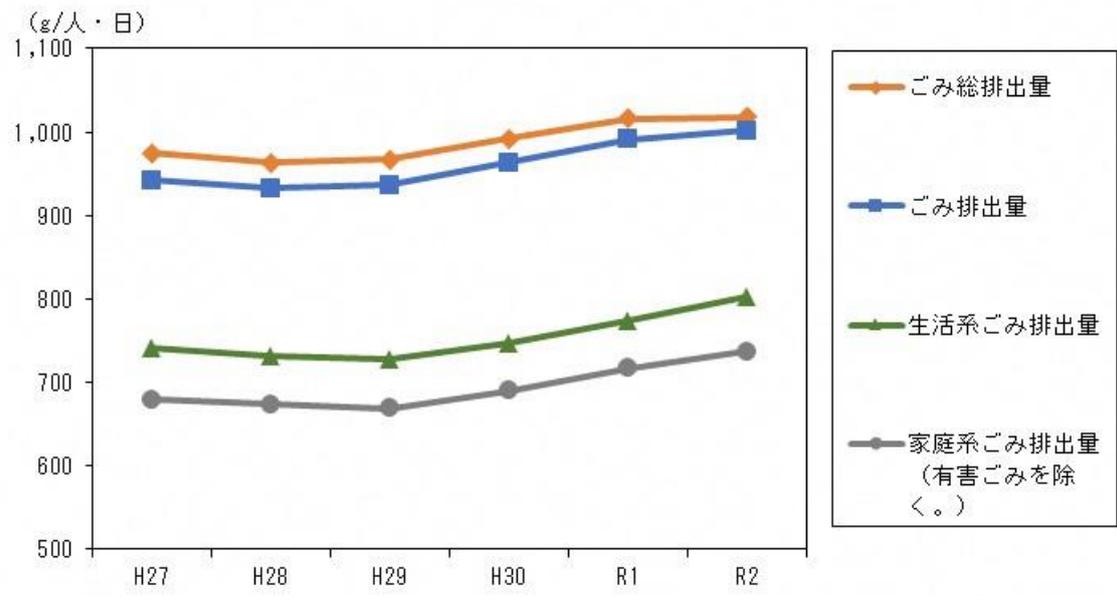


図 3-4 一人 1 日当たりのごみ排出量の推移

3-5 ごみ総排出量及び資源化の状況

本市のごみ総排出量と資源化量の推移を表 3-4 及び図 3-5 に示します。

資源化量は、平成 27 年度では年間 6,461t でしたが、令和 2 年度は年間 6,143t となり、比較すると 318t/年（4.9%）減少しています。

資源化率（資源化量のごみ総排出量に対する割合）は、平成 27 年度では年間 21.6% でしたが、令和 2 年度は年間 20.2% となり、比較すると 1.4 ポイント減少しています。

表 3-4 ごみ総排出量及び資源化状況の推移

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量	(t/年)	29,890	29,177	29,021	29,521	30,127	29,848
資源化量	(t/年)	6,461	6,037	6,021	6,000	6,136	6,143
資源物	(t/年)	1,878	1,739	1,721	1,692	1,691	1,962
紙類	(t/年)	1,043	941	948	934	936	1,150
紙パック	(t/年)	4	4	3	3	3	4
金属類	(t/年)	186	174	168	162	156	153
ガラス類	(t/年)	383	361	341	326	309	309
布類	(t/年)	222	223	224	230	240	275
直接搬入分	(t/年)	37	34	36	35	45	69
家電 4 品目	(t/年)	3	2	1	2	2	2
中間処理後残さ（焼却灰など）	(t/年)	3,581	3,371	3,367	3,464	3,709	3,718
集団回収	(t/年)	1,002	927	933	844	736	463
資源化率	(%)	21.6	20.7	20.7	20.3	20.4	20.2

※中間処理後残さ（焼却灰など）は小針クリーンセンターの焼却灰などで、セメント原料化している。

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度～令和元年度）（環境省）
 行田市粗大ごみ処理場搬入搬出量（令和 2 年度）（行田市）
 行田資源リサイクル集計表（令和 2 年度）（行田市）

※R2 の数値は推計値【11 月に確定】

（単位：t/年）

資源化率（%）

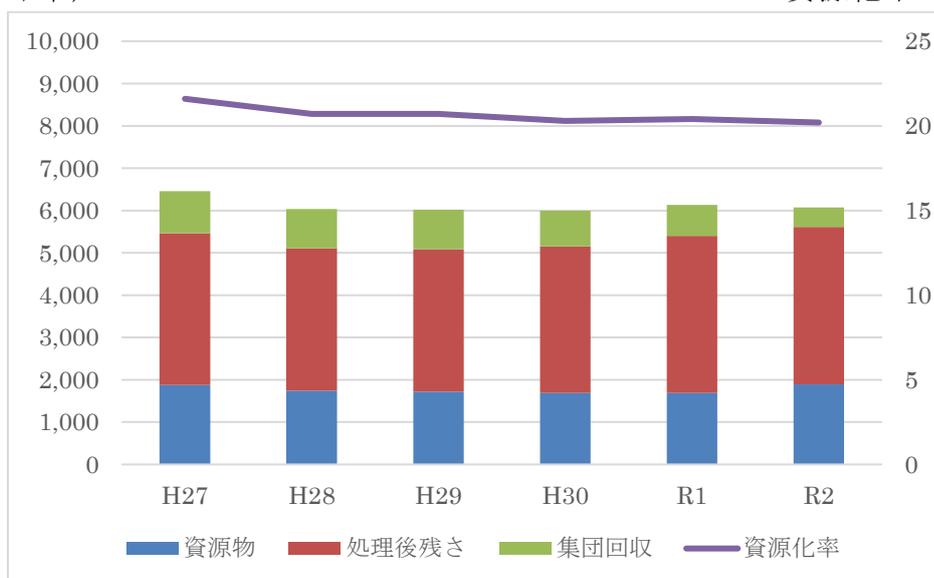


図 3-5 資源化状況の推移

3-6 中間処理及び最終処分の現状

(1) 施設の概要

本市のごみを処理している中間処理施設（小針クリーンセンター及び行田市粗大ごみ処理場）及び最終処分施設（行田市長善沼最終処分場）の概要は表 3-5～表 3-7 に示すとおりであり、それぞれ維持管理を徹底し、安全に処理・処分を行っています。また、最終処分施設は平成 19 年度以降埋立実績がありませんが、適切な維持管理を継続しています。

表 3-5 小針クリーンセンター（ごみ焼却施設）の概要

設備・装置	内容
所在地	埼玉県行田市大字小針 856 番地
施設所管	彩北広域清掃組合
処理能力	204 t / 日（102 t / 日 × 2 基）
炉形式	全連続燃焼式機械炉 ※稼働当初は 136t/16h
給じん方式	ピットアンドクレーン方式 ごみピット容量 1,200 m ³
灰出方式	ピットアンドクレーン方式 灰ピット容量 70 m ³
通風方式	平衡方式
除じん方式	ろ過式集じん器（バグフィルター）
有害ガス除去方式	有害ガス除去設備（消石灰・特殊反応助剤を噴霧）
水処理方式	クローズドシステム
竣工年月日	昭和 59 年 8 月

表 3-6 行田市粗大ごみ処理場（破碎・選別施設）の概要

設備・装置	内容
所在地	埼玉県行田市大字小針 800 番地
施設所管	行田市
処理能力	30 t / 日
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
破碎・圧縮設備	縦型回転式破碎機
選別設備	風力選別機、ドラム型磁選機、振動ふるい
貯留・搬送設備	鉄分、不燃物、可燃物、軽量物
集じん設備	バグフィルタ、サイクロン、排風機、サイレンサ
竣工年月日	昭和 56 年 3 月

表 3-7 行田市長善沼最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の概要

項目	内容
所在地	埼玉県行田市大字荒木 1265 番地
施設所管	行田市
処分場面積	2,584 m ²
埋立容量	7,334 m ³
埋立対象物	不燃物、軽量物・プラスチック類、可燃ごみ・焼却灰
竣工年月日	平成 8 年 3 月

各施設の位置は図 3-6 に示すとおりです。小針クリーンセンター及び行田市粗大ごみ処理場は、本市の南東部に位置し、主要幹線道路である都市計画道路古代蓮の里通線に隣接し、施設への利便性が良好です。



図 3-6 施設の位置（中間処理及び最終分場）

(2) 焼却処理量及び焼却灰量の推移

本市の焼却処理量及び焼却灰量の推移を表 3-8、表 3-9 及び図 3-7 に示します。

小針クリーンセンターにおける本市の焼却処理量は、平成 27 年度では年間 26,163t ですが、令和 2 年度には年間 26,637t となり、比較すると 474t (1.8%) 増加しています。

また、焼却灰量（鴻巣市吹上地域分を含む。）は、平成 27 年度では年間 3,777t ですが、令和 2 年度には年間 3,893t となり、比較すると 116t (3.1%) 増加しています。なお、焼却灰は埼玉県清掃行政研究協議会と民間処理業者との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

表 3-8 焼却処理量の推移（小針クリーンセンター）

年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
焼却処理量	(t/年)	26,163	25,686	25,604	26,206	26,929	26,637

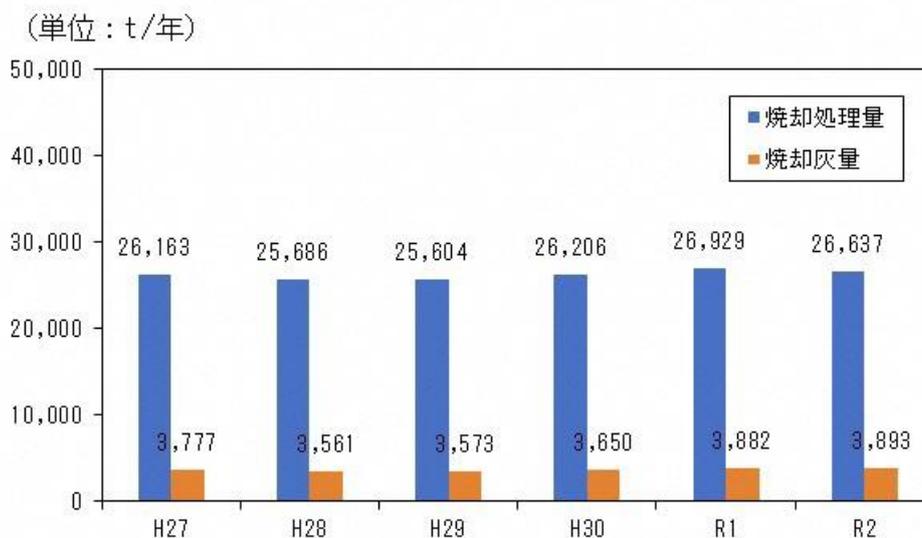
出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度～令和元年度）（環境省）
小針クリーンセンターごみ処理実績集計表（令和 2 年度）（行田市）

表 3-9 焼却灰量の推移（小針クリーンセンター）

年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
焼却灰量	(t/年)	3,777	3,561	3,573	3,650	3,882	3,893

注) 小針クリーンセンターでの焼却灰量には、鴻巣市（吹上地域）分を含む

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度～令和元年度）（環境省）
小針クリーンセンターごみ処理実績集計表（令和 2 年度）（行田市）



注) 小針クリーンセンターでの焼却灰量には、鴻巣市（吹上地域）分を含む

図 3-7 焼却処理量及び焼却灰量の推移（小針クリーンセンター）

① ごみの組成

本市の燃やせるごみを焼却処理している、小針クリーンセンターにおける焼却ごみの組成を表 3-10、図 3-8 及び図 3-9 に示します。

表 3-10 焼却ごみの組成値と三成分値（小針クリーンセンター平均値）

項 目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	
種類組成	合 計	(%)	100	100.0	100.0	100.0	100.0	
	紙・布類	(%)	44.7	43.7	45.4	52.0	48.3	48.1
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	(%)	26.4	27.4	26.3	27.5	26.9	24.1
	木、竹、わら類	(%)	10.8	11.7	10.1	7.3	11.6	9.5
	ちゅう芥類	(%)	7.9	7.6	8.8	4.7	4.6	6.2
	不燃物類	(%)	2.8	2.7	2.3	1.9	1.4	2.8
	その他	(%)	7.4	6.9	7.1	6.6	7.2	9.3
三成分	合 計	(%)	100	100.0	100.0	100.0	100.0	
	水分	(%)	46.2	45.9	45.5	46.0	41.9	45.8
	可燃分	(%)	45.3	45.7	46.5	44.8	44.3	45.3
	灰分	(%)	8.5	8.4	8.0	9.2	13.8	8.9

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度～令和元年度）（環境省）
小針クリーンセンターごみ処理実績集計表（令和 2 年度）（行田市）

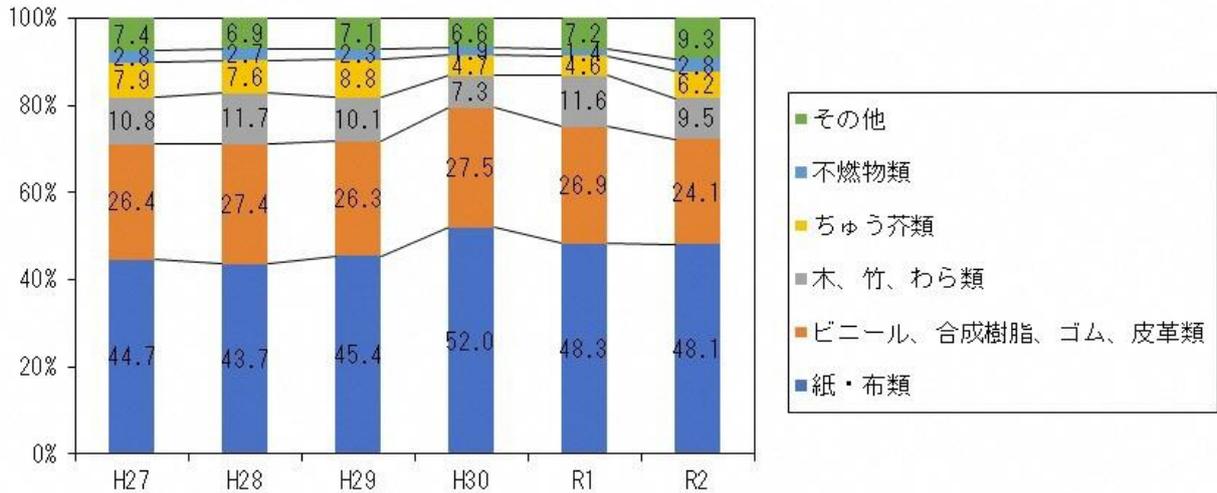


図 3-8 焼却ごみの組成値（小針クリーンセンター平均値）

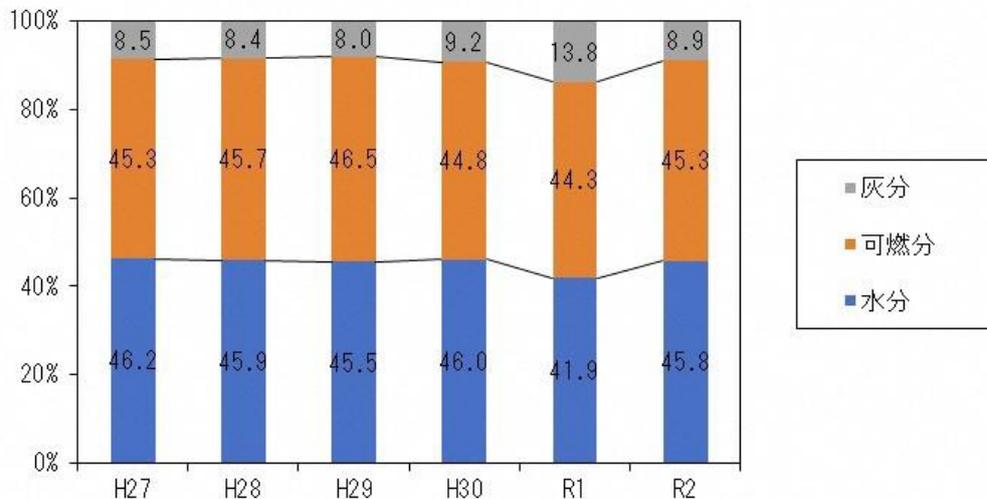


図 3-9 焼却ごみの三成分値（小針クリーンセンター平均値）

(3) 燃やせないごみと粗大ごみの年間処理量及び資源回収量の推移

行田市粗大ごみ処理場での年間処理量及び資源回収量の推移を表 3-11 及び図 3-10 に示します。

本市の燃やせないごみと粗大ごみなどを処理している行田市粗大ごみ処理場における年間処理量は、平成 27 年度では年間 5,016 t でしたが、令和 2 年度には年間 5,638 t となり、比較すると 622 t (12.4%) 増加しています。なお、選別・破碎処理後の可燃残さは、小針クリーンセンターで焼却処理しています。

また、~~民間処理業者に処理委託している~~資源回収量は、平成 27 年度では年間 375 t でしたが、令和 2 年度には年間 467 t となり、比較すると 92 t (24.5%) 増加しています。

※R2 の数値は推計値【11月に確定】

表 3-11 年間処理量及び資源回収量の推移（行田市粗大ごみ処理場）

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
年間処理量	(t/年)	5,016	4,827	4,880	5,039	5,403	5,638
資源回収量	(t/年)	375	363	348	369	423	467

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度～令和元年度）（環境省）
行田市粗大ごみ処理場搬入搬出量（令和 2 年度）（行田市）

(単位：t/年)

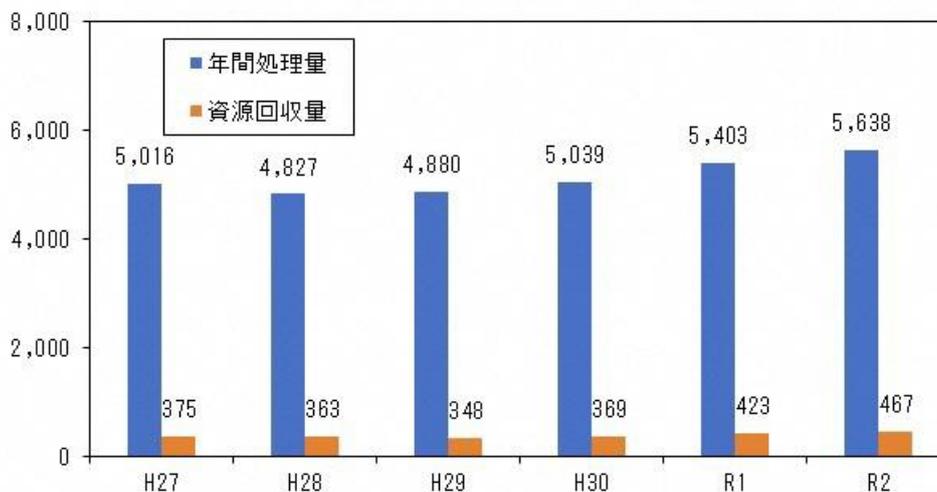


図 3-10 年間処理量及び資源回収量の推移（行田市粗大ごみ処理場）

(4) 最終処分量の推移

最終処分量の推移を表 3-12 及び図 3-11 に示します。

行田市粗大ごみ処理場における破碎処理後の不燃残さは、埼玉県環境整備センターまたは最終処分場で処理しています。その最終処分量は、平成 27 年度では年間 450 t ですが、令和 2 年度には年間 412 t となり、比較すると 38 t (8.4%) 減少しています。

※R2 の数値は推計値【11 月に確定】

表 3-12 最終処分量の推移（行田市粗大ごみ処理場の不燃残さ）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
最終処分量 (t/年)	450	440	394	390	372	412

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度～令和元年度）（環境省）
小針クリーンセンターごみ処理実績集計表（令和 2 年度）（行田市）
行田市粗大ごみ処理場搬入搬出量（令和 2 年度）（行田市）

(単位：t/年)

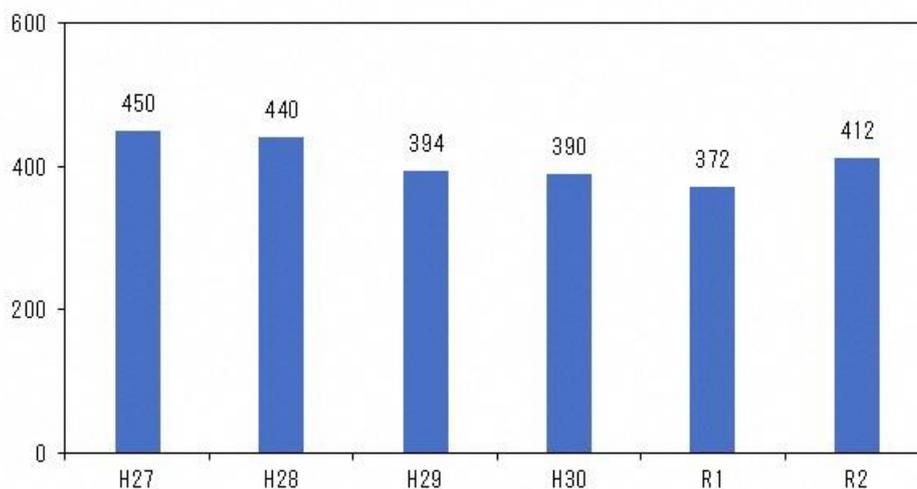


図 3-11 最終処分量の推移（行田市粗大ごみ処理場の不燃残さ）

(5) ごみ処理経費の推移

本市のごみ処理経費の推移を表 3-13 及び図 3-12 に示します。

市民一人当たりの経費は、平成 27 年度では 8,285 円でしたが、令和 2 年度には ●●円となり、比較すると●●円(●●%)●●しています。

また、本市の市民一人当たりのごみ処理経費は、埼玉県全体の県民一人当たりのごみ処理経費と比較し、低いといえます。

※R2 の数値は集計中【行田市のデータは 11 月確定、県データは年度内に確定せず】

表 3-13 ごみ処理経費の推移

項 目		H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ処理経費	(百万円)	694	690	688	693	696	集計中
収集運搬費	(百万円)	224	224	224	224	232	
中間処理費	(百万円)	103	96	107	108	101	
最終処分費	(百万円)	12	12	11	11	13	
組合分担金	(百万円)	303	300	288	291	293	
その他	(百万円)	52	59	57	59	57	
一人当たりの経費	行田市	(円/人)	8,285	8,320	8,371	8,496	8,584
	埼玉県	(円/人)	11,762	12,939	12,826	14,595	13,261

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度～令和元年度）（環境省）

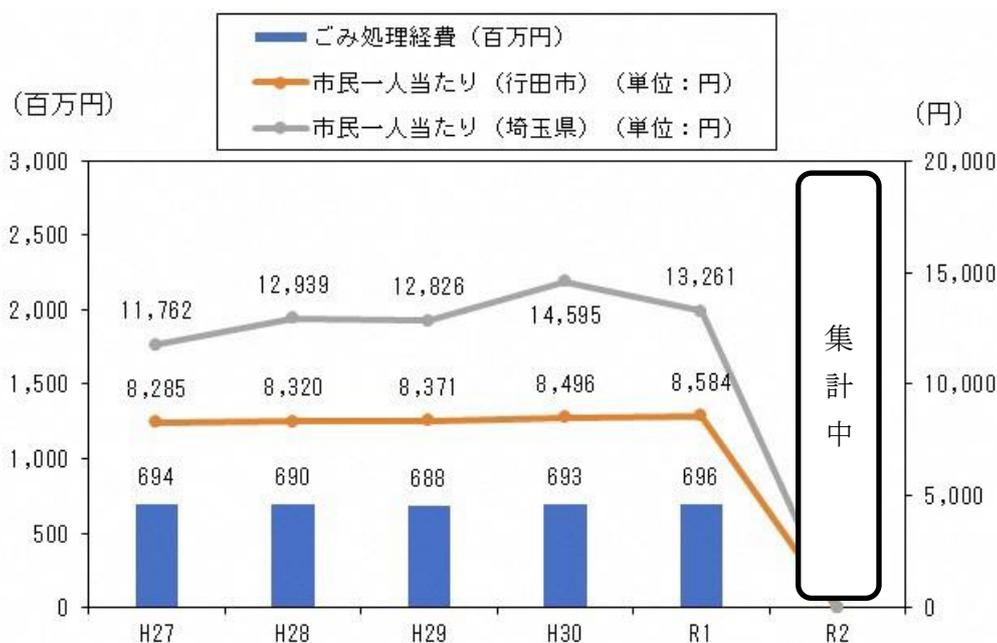


図 3-12 ごみ処理経費の推移

3-7 ごみ処理の評価

本市と埼玉県におけるごみ処理の比較（令和元年度比）を表 3-14 に示します。

指標値は、埼玉県の値を 100 とした場合の本市の状況を示しています。

各項目の指標値は、一人 1 日当たりのごみ総排出量が 118、一人 1 日当たりの生活系ごみ排出量が 124、一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（有害ごみを除く。）が 136 で埼玉県と比較して高くなっています。

従業者一人当たりの事業系ごみ排出量は 95、一事業所当たりの事業系ごみ排出量は 87 で、埼玉県と比較して低くなっています。

資源化率（集団回収を除く。）は 92、資源化率（集団回収を含む。）は 86、一人当たりの資源化量は 101 で、資源化の状況は埼玉県と比較して低くなっています。

一人当たりのごみ処理経費は 65、ごみ 1 トン当たりのごみ処理経費は 55 で、埼玉県と比較して低くなっています。

※県の詳細なデータは今年度中に確定しないため、R1 で比較します。

表 3-14 ごみ処理の比較

項 目		行田市	埼玉県	指標値
一人 1 日当たりのごみ総排出量	(g)	1,016	862	118
一人 1 日当たりの生活系ごみ排出量	(g)	774	625	124
一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (有害ごみを除く。)	(g)	717	528	136
従業者一人当たりの事業系ごみ排出量（年間）	(kg)	201	211	95
事業所一件当たりの事業系ごみ排出量（年間）	(kg)	1,961	2,261	87
資源化率（集団回収を除く。）	(%)	17.9	19.6	92
資源化率（集団回収を含む。）	(%)	20.4	23.7	86
一人当たりの資源化量（年間）	(kg)	76	75	101
一人当たりのごみ処理経費（年間）	(円/人)	8,584	13,261	65
ごみ 1 トン当たりのごみ処理経費（年間）	(円/t)	23,088	42,050	55

注) 従業者数と事業所数は平成 28 年度値

※指標値：行田市の値÷埼玉県の値×100

出典：令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
平成 28 年度経済センサス-活動量調査（総務省）

3-8 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化及び資源化

本市の一人1日当たりのごみ総排出量、生活系ごみ排出量及び家庭系ごみ排出量は、埼玉県全体と比較して多くなっており、ごみ排出量の減量化が必要です(表3-14参照)。

また、資源化率についても埼玉県の平均値を下回っており、更なる資源リサイクルの推進に取り組む必要があります。

(2) 収集及び運搬

整備を進めている新たなごみ処理施設の処理対象物(表5-2参照)などに対応するため、本市のごみ収集・運搬体制全般について見直しが必要です。

(3) 中間処理及び最終処分

行田市粗大ごみ処理場(昭和56年3月竣工)及び小針クリーンセンター(昭和59年8月竣工)は、施設の老朽化が著しく更新の時期が迫っており、施設が更新されるまでは、適正な維持管理を継続することが必要です。

また、行田市長善沼最終処分場は、引き続き周辺環境に配慮した適正な管理が必要です。

(4) 廃棄物処理の費用負担

本市の一人当たりのごみ処理経費は、埼玉県平均と比較して安くなっています(表3-14参照)が、今後、新たなごみ処理施設の整備や分別収集・資源化などにより、経費の増加が見込まれるため、費用負担の軽減に向けた取組みが必要です。

(5) その他の課題

本市では、ごみ処理行政を推進するため、次に掲げる事項についての取組みが必要です。

- ごみ処理広域化の推進に向けた羽生市との連携
- ごみの不適正処理や不法投棄の防止
- 自力でのごみ分別が困難な高齢者世帯などへの対応
- 市民団体などによる活動への支援

3-9 ごみ処理の方向性

(1) ごみ処理の広域化

本市では、新たなごみ処理施設の整備に向けた基本的な方針を整理するため、令和2年度に策定した「行田市ごみ処理基本構想」において、ごみ処理の広域連携を進めている羽生市と共同で施設整備を行う可能性について検討し、令和3年3月に「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意」を締結しています。また、同年6月には「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」を設置し、両市による一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の共同整備に向けた具体的な事項について協議を進めています。

本市では、羽生市との連携・共同による優位性を生かすとともに、両市の社会的、地理的な特性を考慮した上で、適正な施設規模によるごみ処理の広域化に対応すべく取組みを推進します。

(2) ごみの減量と4R活動の普及促進

家庭から排出されるごみの減量や分別収集の徹底を図るとともに、地域が主体となる資源回収などリサイクル活動を推進します。また、ごみになるものは断る（リフューズ）、ごみを少なくする（リデュース）、再使用する（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）4R活動の普及促進を図ります。

(3) プラスチック類の資源化

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化への対応として、国内におけるプラスチックの資源循環をいっそう促進する重要性が高まっています。このような中、令和3年6月にはプラスチック資源循環法が成立し、多様な物品に使用されているプラスチックについて、包括的に資源循環体制を強化することとされています。

このため、国の具体的なプラスチック資源化の方向性が定まった段階で見直すことは必要ですが、過渡期である現状を踏まえ、プラスチックの資源化については以下の方向性を示します。

① ペットボトル

ペットボトルについては、国内のマテリアルリサイクルルートが確立しているため、現在の燃やせないごみから資源物に分別区分を変更し、資源化率の向上と家庭系ごみの減量に努めます。

② プラスチック製容器包装及び製品プラスチック

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、暫定的に新ごみ処理施設において、現在の燃やせないごみから燃やせるごみに分別区分を変更し、サーマルリサイクル（焼却処理による熱エネルギー回収）で対応することとします。

(4) 剪定枝の資源化

本市の特徴の一つとして、屋敷林が多く、焼却ごみの組成値（図 3-8 参照）でも過去 5 年間平均で約 10%を木・竹・わら類が占めています。また、これらの排出方法は、小針クリーンセンターへの直接搬入によるものが多く見受けられます。この直接搬入分の剪定枝を資源化することにより、資源化率の向上とごみの減量化が期待できます。

第4章 計画の基本方針

4-1 基本理念及び基本方針

本計画では、一般廃棄物の適正な処理を推進するために目指すべき方向として、基本理念を掲げ、この基本理念を実現するため4つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

市民、事業者及び市がともに力を合わせ
環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまち

【基本方針】

基本方針1 ごみ減量化の推進

ごみになるものは断る（リフューズ）、ごみを少なくする（リデュース）、再使用する（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）の4Rを推進し、ごみの減量化を図ります。

基本方針2 ごみ処理サービスの向上

新しいごみ処理ルールを検討にあたっては、ごみの排出者である市民の目線に立ち、適切なごみ処理サービスの向上を図ります。

基本方針3 ごみの適正処理

ごみの分別処理の徹底によりリサイクルを推進するとともに、環境負荷の低減を図ります。また、ごみ処理施設の適正な運転管理を行います。

基本方針4 ごみ処理の費用負担軽減

ごみの減量化・資源化、収集・運搬、処理などの廃棄物処理システム全般にわたって、ごみ処理の費用負担軽減を図ります。

4-2 人口の将来予想

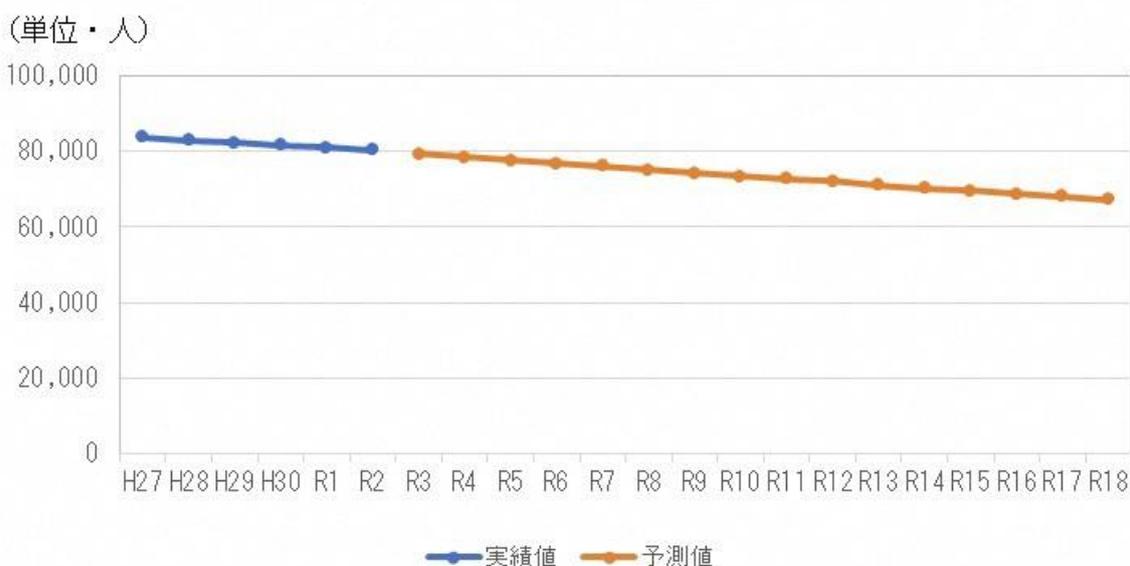
本市の人口の将来予測を表 4-1 及び図 4-1 に示します。

令和 2 年度の人口は 80,341 人ですが、目標年度の令和 18 年度の将来予測人口を 67,253 人とし、13,088 人（16.3%）の減少としています。

表 4-1 人口の将来予測

	年度	人口（人）		年度	人口（人）
実績値	H27	83,752	予測値	R3	79,333
	H28	82,994		R4	78,398
	H29	82,193		R5	77,536
	H30	81,522		R6	76,749
	R1	81,029		R7	76,033
	R2	80,341		R8	75,100
				R9	74,231
				R10	73,424
				R11	72,680
				R12	71,998
				R13	71,110
				R14	70,274
				R15	69,489
				R16	68,756
				R17	68,074
				R18	67,253

出典：平成 28 年～令和 2 年：住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）（総務省）
令和 3 年度～令和 18 年度：第 6 次行田市総合振興計画（行田市）



出典：第 6 次行田市総合振興計画人口推計

図 4-1 人口の将来予測

4-3 減量目標

(1) 減量目標の設定

本計画の減量目標を表 4-2 に示します。

本計画では、循環型社会の形成を目指し、県の減量目標を参考に、分別区分の見直しや施策の推進を見据えた以下の減量目標値を設定します。

表 4-2 減量目標値

指 標		対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）
①	一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ (有害ごみを除く。)	目標年度 (R18(2032)) : 530g (R2 比約 207g 減)
②	事業系ごみ排出量	事業系ごみ	目標年度 (R18(2032)) : 20%減 (R1 比) ※ ²
③	一人 1 日当たりのごみ総排出量※ ¹	生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収	目標年度 (R18(2032)) : 870g (R2 比約 148g 減)

※1：一人 1 日当たりの生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の 2 つの減量目標を達成した後の数値

※2：R2 の値が新型コロナウイルスの影響を受けた特異値となっているため、前年度の値を使用

【各指標の年度ごとの数値は、現在詳細な分析を行っています。】

4-4 将来のごみ処理体制

(1) 新たなごみ処理施設の稼働後

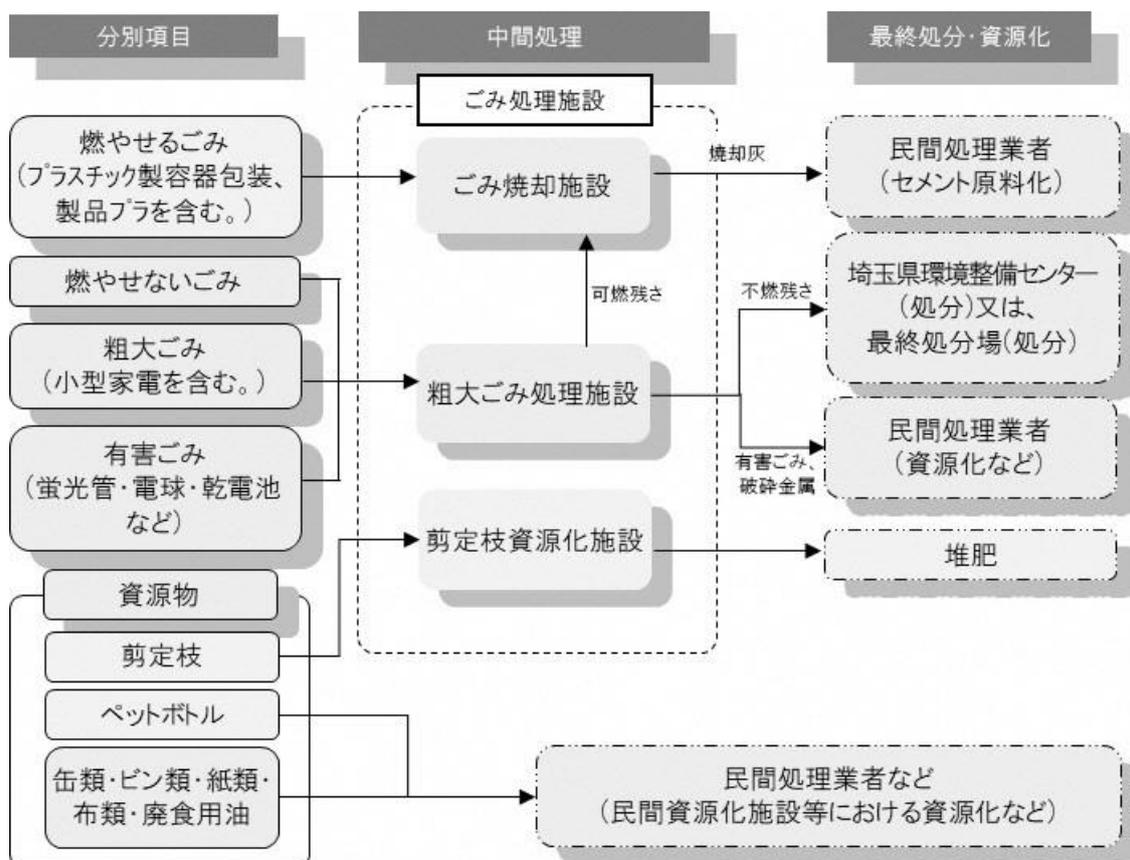


図 4-2 将来のごみ処理体制（新たなごみ処理施設の稼働後）

本市及び羽生市で整備する新たなごみ処理施設の稼働後のごみ処理体制を図 4-2 に示します。

新たなごみ処理施設として、燃やせるごみを処理する「ごみ焼却施設」、燃やせないごみ及び粗大ごみを処理する「粗大ごみ処理施設」、剪定枝を資源化する「剪定枝資源化施設」、資源物や乾電池、蛍光灯などの有害ごみ及び小型家電などを保管する「ストックヤード」を整備します。

① 燃やせるごみ

現状は燃やせないごみに分別しているプラスチック製容器包装、製品プラスチック類を燃やせるごみに含め、これらをごみ焼却施設で処理し、発生するエネルギーを回収して発電を行います。また、焼却灰は民間処理業者により資源化します。

② 燃やせないごみ

燃やせないごみ（ガラス、陶磁器類など）は、粗大ごみ処理施設で破碎処理を行います。処理後の可燃残さはごみ焼却施設で処理し、不燃残さは埼玉県環境整備センターなどの最終処分場で埋立処分します。

③ 粗大ごみ

粗大ごみ（小型家電を含む。）は、粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理を行います。処理後の可燃残さはごみ焼却施設で処理し、不燃残さは埼玉県環境整備センターなどの最終処分場で埋立処分します。また、選別処理後の金属類などは民間処理業者により資源化します。

④ 有害ごみ

乾電池、蛍光管、電球などの有害ごみは、粗大ごみ処理施設において選別し、選別後は民間処理業者に処理を委託し、資源化します。

⑤ 資源物

缶・ビン類・紙類・布類・廃食用油などに加えて、現状は燃やせないごみであるペットボトル及び剪定枝を資源物とします。ペットボトル、缶・ビン類などはストックヤードに保管後、民間処理業者により資源化します。また、直接搬入された剪定枝は剪定枝資源化施設で処理し、堆肥化して市民に配布します。

第5章 施策

5-1 排出抑制及び資源化計画

本市では、市民、事業者、行政（市）の三者が協働で4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

（1） 排出抑制

① 市民

- ごみ出しルール、分別ルールを遵守し適正処理に努めます。
- 生ごみの水切りを徹底して、生ごみの減量化に努めます。
- 未利用食品や食べ残しなどによる「食品ロス」を削減するため、食品の計画的な購入と消費に努めます。

○フードドライブの実施

フードドライブとは、家庭で余っている飲食品を持ち寄り寄贈してもらい、生活に困窮している方や福祉施設、フードバンクなどに無償で提供する活動です。

○食べきりタイムの実践

宴会では、終了前の15分間を「食べきりタイム」として、残った料理を食べきります。

- 日常生活において、「詰め替え商品を選ぶ」、「レジ袋を断りマイバッグを利用する」、「マイ箸やマイカップを持参する」、「過剰包装は断る」などの取り組みを通じて、ごみの発生抑制に努めます。

② 事業者

- 事業系ごみ削減のため、生産工程や流通過程において発生する廃棄物の抑制に取り組みます。
- 製造業者は、消費した後にできるだけごみが出ない製品の開発に取り組みます。
- 小売業者は、簡易包装の実施、マイバッグ運動などに取り組みます。
- 食品関連事業者（食料品販売業者・飲食店など）は、食品ロスを出来るだけ出さないよう、適度な分量による提供に心がけます。

③ 行政（市）

- 市民に正しいごみの出し方、分別方法、ごみ減量の手法などを伝えるため、ごみ収集車や情報機器を活用した周知方法を検討します。
- 未利用食品や食べ残しなどによる食品ロスを削減するため、食品の計画的な購入と消費について、普及啓発を行います。
- マイバッグ運動の推進による過剰包装の抑制と、レジ袋などを含む容器包装類の削減を推進します。

- 事業者に対しては、継続的に自己処理責任の徹底や現状把握の協力を要請します。
- ごみ処理施設への搬入業者に対する適正排出の徹底を指導します。
- 4 R と循環型社会に関して、周知徹底を図ることにより、ごみ減量化を推進します。

(2) 資源化

① 市民

- ごみや資源の分別を徹底するとともに、資源を出す際のルールやマナーを遵守します。
- 各種団体が実施している集団回収や店頭回収を積極的に利用し、ごみの資源化の推進に努めます。
- リサイクルショップやリサイクルマーケットなどを利用し、不用品や再生品の利用拡大に努めます。

② 事業者

- 各種リサイクル法に基づくリサイクルを実施するほか、市と連携したリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・賞味期限切れの商品などの削減やリサイクルに取り組みます。
- 再生品や再生資材を利活用し、循環型社会の構築に貢献します。
- 生産工程や流通過程において発生する廃棄物を抑制するため、再利用・再生利用に取り組みます。
- 製造業者は、再資源化しやすい製品の開発に取り組みます。
- 小売業者は、リサイクル品の取扱いに取り組みます。

③ 行政（市）

- 直接搬入された剪定枝及びペットボトルの資源化に取り組みます。
- 家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と資源化を図るため、家庭用の生ごみ処理機器の購入費を補助します。
- 各種団体で実施している集団回収の支援促進と、集団回収を通じて4 R に対する普及啓発を推進します。
- 不用品に関する情報提供を行うことで、不用品の有効活用を推進します。
- 市の事務事業では、再生利用品の需要拡大を推進します。

- 廃食用油のリサイクルを推進します。
- 廃家電のリサイクルに関する普及啓発を推進します。
- 資源物の店頭回収を促進します。
- 分別による資源化の促進や異物の混入防止、また、収集などを行う作業員の安全確保のため、家庭系ごみを入れる袋の透明化を図ります。

5-2 収集及び運搬計画

本市の収集・運搬体制は、新たなごみ処理施設の稼働までは、現在の分別区分や排出方法を基本としペットボトルについてはできるだけ早く資源化を推進します。

また、新たなごみ処理施設での処理対象物に対応するため、燃やせるごみ及び燃やせないごみに係る分別品目の変更とごみ収集体制全般の見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、国や県の上位計画に示される考え方、住民サービスと経済性のバランスを考慮します。

新施設稼働前までと、新施設稼働後の分別区分及び主な分別品目の変更概要を表5-1に示します。

プラスチック・ビニール類及びプラスチック製容器包装については、暫定的に新ごみ処理施設において、サーマルリサイクル（焼却処理による熱エネルギー回収）で対応することとし、引き続き、資源化についての情報収集や検討を行っていきます。

なお、ごみ収集袋については、異物の混入を防ぐなどの目的から透明なポリエチレン製の袋などに変更します。

表 5-1 分別区分及び主な分別品目の変更概要

新施設稼働まで		新施設稼働後	
分別区分	主な分別品目	分別区分	主な分別品目
燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・剪定枝（枝木）など	燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・剪定枝（枝木）など
燃やせないごみ	プラスチック・ビニール類		プラスチック・ビニール類
	プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装
	金属・ガラス類・陶磁器類など	燃やせないごみ	金属・ガラス類・陶磁器類など
	ペットボトル		粗大ごみ
粗大ごみ	寝具・家具・小型家電など	有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など
有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など	資源物	ペットボトル
資源物	缶類・ビン類・紙類・布類・廃食用油など		缶類・ビン類・紙類・布類・廃食用油など
			剪定枝（直接搬入分）

5-3 中間処理及び最終処分計画

(1) 中間処理施設

① 新たなごみ処理施設

新たなごみ処理施設は、表 5-2 の施設の種類ごとに処理対象物の処理を行います。

表 5-2 新たに整備するごみ処理施設の概要

	施設の種類	処理対象物
1	ごみ焼却施設	・燃やせるごみ（プラスチック・ビニール類、プラスチック製容器包装を含む。） ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ ・し尿処理施設のし渣
2	粗大ごみ処理施設	・燃やせないごみ（金属・ガラス類、陶磁器など） ・粗大ごみ ・有害ごみ ・ストックヤードからの処理可能なもの など
3	剪定枝資源化施設	・剪定枝（直接搬入分）
4	ストックヤード	・資源物（缶・ビン類、紙・布類、ペットボトル） ・乾電池、蛍光管、電球、水銀柱及び小型家電 ・不法投棄物 など

② 環境保全・災害対応型施設の整備

新たなごみ処理施設は、環境保全に十分配慮した施設とします。

なお、ごみ焼却施設は、発電など創エネルギーの取組みを推進するとともに、災害発生時も継続して処理可能な施設として、地域の防災拠点の役目も果たします。

③ 施設整備スケジュール

令和 9 年度（2027 年度）稼働開始を目標に新たなごみ処理施設の整備を進めます。

表 5-3 事業スケジュール

事業	年度							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
循環型社会形成推進地域計画の作成	■							
エネルギー回収等のための施設に関する事業								
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (ごみ焼却施設)				■				
マテリアルリサイクル推進施設整備 (粗大ごみ処理施設・剪定枝資源化施設 ・資源物ストックヤード)				■				
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル処理施設稼働							■	
施設整備に関する計画支援に関する事業								
施設基本計画策定業務		■						
生活環境影響調査業務		■						
PFI導入可能性調査業務		■						
事業者選定アドバイザー業務			■		★			

★：契約

※DBO方式での事業スケジュールを想定します。

(2) 最終処分計画

ごみの発生・排出抑制及び資源化の推進により処分量の削減を図りつつ、適正な最終処分を行います。

① 最終処分の方法

最終処分は、民間事業者へ委託処理することを基本とします。

なお、行田市長善沼最終処分場は、平成19年度以降埋立実績はありませんが、周辺環境に配慮し、安全に、かつ安心して処分ができる体制を保持します。

② 資源化の推進

現在焼却処理を行っている小針クリーンセンターでは、焼却処理後に発生する焼却灰をセメントの原料として資源化しています。新たに整備するごみ焼却施設においても、発生する焼却灰の資源化を推進します。

5-4 その他必要と考えられる取組み

(1) 不適正処理や不法投棄への取組み

ごみ集積所の適正利用の啓発を実施します。

無許可業者による不適正処理に係る監視、指導を強化します。

ポイ捨てや不法投棄防止に係る啓発活動を充実させるとともに、監視・指導を強化します。

(2) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯などへの対応

高齢化社会や核家族化の進展などに伴い高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じています。

この傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれ、全国の地方公共団体において、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制にシフトしていく必要性が生じています。

自力でのごみ分別が困難な高齢世帯などへの対応について、他部署や地域コミュニティとの連携した対応策を検討します。

自力でのごみ分別が困難な高齢世帯などへの対応について、他部署との連携のもと対応策を検討します。

(3) 市民団体などによる活動の支援

本市では、リサイクルをはじめ自主的な環境活動を行っている市民団体などに対して、活動に必要な支援を行います。

(4) 災害時における廃棄物処理への対応

近年では、全国で大規模な災害が頻発しています。そのたびに発生する大量のごみ（災害廃棄物、避難所ごみなど）の処理は、被災地の復旧・復興の大きな問題となります。

また、災害時には、災害廃棄物だけでなく、通常の一般廃棄物の処理を継続的かつ確実に実施することが極めて重要となります。

本市では、平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定しました。災害廃棄物処理計画に基づき、収集・運搬や処理などの事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請などの方法・手段などを検討し、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組を行います。

(5) 廃棄物処理の費用負担軽減

ごみの排出抑制・資源化施策から収集・運搬、中間処理や最終処分に至るまでトータルコストの軽減に努めるとともに、効率的な廃棄物処理システムづくりを推進します。

本市では、可燃ごみの収集が週4回行われていますが、県内のほとんどの市町村が週2回の収集であり、経費削減や排出抑制の観点から収集回数の削減についても検討する必要があります。

(6) 廃棄物処理の有料化の研究

ごみの排出抑制及びごみ処理経費負担の公平化を図るため、家庭系ごみを入れる袋に手数料を上乗せして販売するなど、廃棄物処理の有料化の研究を行います。

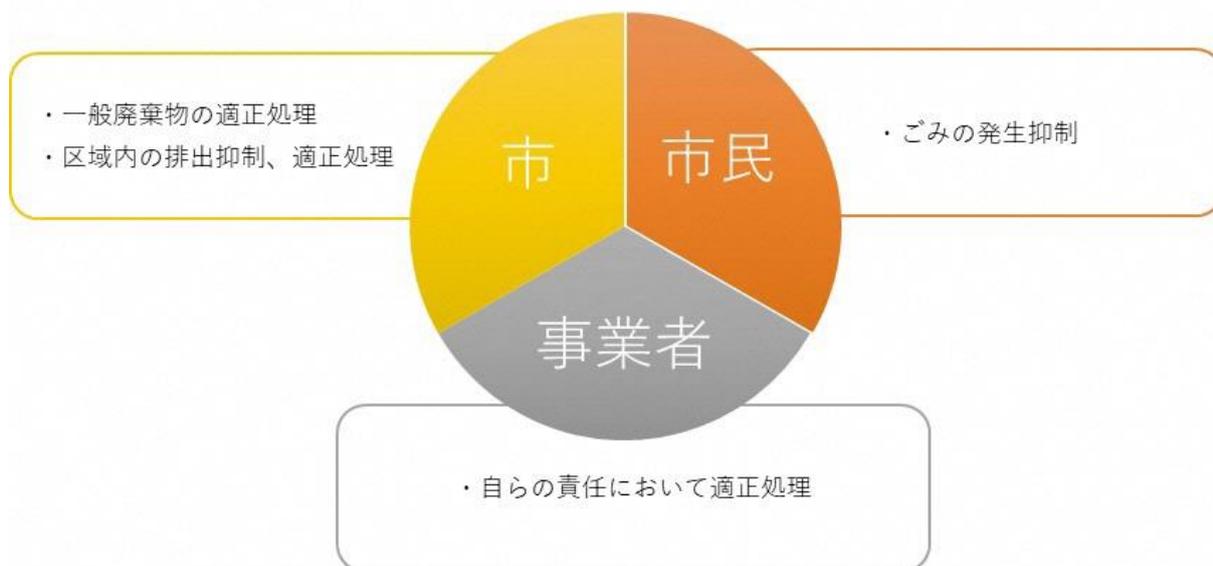
(7) 廃棄物処理に伴うエネルギーの有効活用

ごみ焼却施設における熱回収の促進を検討します。また、施設見学などを開催し、廃棄物処理施設への理解を深めます。

第6章 計画の推進に向けて

6-1 役割分担

本計画を推進するために、市民、事業者、行政（本市）の三者がそれぞれの役割を果たすことが重要です。相互の協働関係をより一層強化することで、持続可能な循環型社会の構築を図ります。



6-2 本計画の進行管理

本計画の推進を図るために、毎年度、計画目標に定めた値、排出量、最終処分量などの廃棄物の状況及び施策の進行状況などを把握して、進行管理を行います。

行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月：令和4年3月

発行：行田市

編集：行田市環境経済部環境課

〒361-0031

埼玉県行田市緑町13-12

電話 048(556)9530

FAX 048(553)0792

URL <http://www.city.gyoda.lg.jp>